
平成27年 第1回（定例）うきは市議会会議録（第3日）

平成27年3月10日（火曜日）

議事日程（第3号）

平成27年3月10日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑（議案第18号、議案第19号、議案第22号から議案第24号、議案第30号、議案第32号、議案第33号、議案第37号、議案第2号）

日程第3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑（議案第18号、議案第19号、議案第22号から議案第24号、議案第30号、議案第32号、議案第33号、議案第37号、議案第2号）

日程第3 議案の委員会付託

出席議員（15名）

1番 岩淵 和明君	2番 鎌水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恒子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 謙山 茂樹君
11番 柳川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 熊懷 洋一君

記録係長 浦 聖子君

記録係 宮崎 恵君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	佐々木正志君
財政課長	大熊 孝則君	企画課長	重松 邦英君
税務課長	内山 勇君	徴収対策室長	内藤 一成君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
監査委員事務局長	段野 弘美君	保健課長	金子 好治君
福祉事務所長	後藤 一善君	住環境建設課長	江藤 武紀君
災害対策推進室長	高瀬 智君	農政係長	石井 太君
農商工連携係長	楠原 康成君	山村振興係長	熊谷 泰次君
学校教育課長	秦 克之君	浮羽市民課長	篠原 武英君
自動車学校長	中嶋 吾郎君	総務法制係長	大石 恵二君
財政係長	高瀬 将嗣君	総務法制係	山口 武志君

午前9時00分開議

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許します。10番、諫山茂樹議員の発言を許します。10番、諫山茂樹議員。

○議員（10番 講山 茂樹君） 10番、諫山でございます。ただいま、議長より許可を得ましたので、通告書に従いまして3つの件名について質問いたします。

その前に、こちらにおられる7人の管理職の方から、3月末をもって退職されるという話を聞いております。長年、行政業務に御尽力いただきまして、感謝とお礼を申し上げます。今後は地域に戻られまして、そして、地域のリーダーとして御活躍されますことを期待いたしております。

それでは、質問に入ります。

まず、重点「道の駅」に選定され、さらなる発展をというテーマで質問いたします。

道の駅は、平成5年の制度創設以来、現在では全国で1,040カ所に広がり、地元の名物や観光資源を生かして多くの人々を迎える、地域の雇用創出や経済の活性化、住民サービスの向上にも貢献していることは御承知のとおりであります。1月30日付にて、国土交通省九州地方整備局より、重点「道の駅」選定の発表がありました。

九州では、うきは市の「道の駅うきは」、佐賀県の「道の駅鹿島」、熊本県の「道の駅小国」の3駅が、全国に1,040ある道の駅の中から、全国で35カ所選定された中に入ったわけで、まことに喜ばしい、名誉あることであり、心よりお喜びを申し上げますとともに、これを契機にますますの発展を期する次第であります。

国土交通省のねらいは、意欲ある道の駅の企画を積極的に応援し、地域活性化の拠点づくりに資することだと認識しておりますので、積極的な答弁を期待し、質問いたします。

まず1つ目。平成25年9月と平成26年9月、議会の一般質問で、物産館正面に設置されている贈答品のテント売り場を移設する要望、質問に対し、平成26年度中の完了を目標に取り組むと答弁をいただいておりました。進捗状況を伺いたい。

2つ目。このたび、「道の駅うきは」は、地域福祉の向上、地域の産業振興、高度な防災等の機能を総合的に強化し、地域活性化の拠点となす地域センター型重点「道の駅」に国土交通大臣より選ばれ、まことに喜ばしい限りであります。国交省では、すぐれた企画に対し、関係機関と連携し、重点支援に取り組むとのことであります。これを契機に、さらなる発展を期待いたします。目的を達成し、成果を上げるために、どのような施策を展開し、そういう構想を持っておられるのか。また、日程計画まで含めた意気込みを伺いたい。

3つ目。「道の駅うきは」の現状をかんがみると、地域外から活力を呼ぶ取り組みや観光の促進による交流人口をふやす施策も不可欠であると考えるので、今回は地域センター型にて選ばれたのではありますが、ゲートウェイ型に含まれる重要な内容も選び出し、他の係と連携しながら、財源は別なものを使うとしても、同時並行的に強化していく意を提案するので、所見を伺いたい。

4つ目。国交省から重点支援を受ける重点「道の駅」制度の目的と工期、予定している取り組み期間を完全に達成するために、組織が機能しやすい人的体制づくりと工程管理手法を駆使する管理の徹底を提案するが、見解を伺いたい。

5つ目。オープン以来15年にもなるので、経営や人事については道の駅の社長や取締役会に大幅に権限を移譲する時期に来ているんじゃないだろうかと、そういうふうに思うがいかがでしょうかと。

以上、5つの1回目の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、道の駅のさらなる発展について、5点質問をいただきました。

まず、1点目が、贈答品テント売り場移設の進捗状況についての御質問ですが、贈答品テント売り場については、平成26年9月議会におきまして、うきはの里株式会社の取締役会において引き続き議論していただき、今年度中にテントの移動等ができるように取り組んでまいる予定ですと、このように回答させていただいたところであります。

その後、平成26年10月に開催されました、うきはの里株式会社の取締役会において、本件に関しまして、取締役の皆さんに、景観上の問題や場所を変えた場合の従業員や買い物客の動線等、多角的な視点から議論いただきました。さらに、民間の設計事務所等に、テント移動にかかる経費やレイアウト等について検討を依頼し、今年度中にテントの移動ができるように進めてきたところであります。

しかしながら、このような中、喜ばしいことではありますが、平成27年の1月30日、「道の駅うきは」は、国土交通省より重点「道の駅」に選定され、今後、道の駅の機能拡張について、重点的に整備されることとなりました。このような状況の中、テントの移設につきましては、重点「道の駅」の整備計画とのすり合わせも必要となってきたことから、少し計画がおくれることとなります。これまでどおり、うきはの里株式会社等と協議をしながら計画を進めていく予定でございます。

2つ目が、今後の施設展開と整備スケジュールについての御質問ですが、重点「道の駅」としての選定を受けた企画提案内容としまして、EVフル活用攻めの福祉・復興拠点へのリノベーションと題しまして、EV、つまり電気自動車を活用したネットワークを、道の駅を拠点に構築すること等を計画しています。

企画提案内容の項目を幾つか申し上げますと、高齢者農業支援のためのEVによる庭先集荷・宅配ネットワークの整備、高齢者の農業支援センター、コールセンターの整備、うきはブランド化、観光プロモーションの強化など、全8項目ほどを企画、提案いたしました。具体的な実施スケジュールにつきましては、これから設置を予定しています「道の駅うきは」整備部会——仮称でございますが、において検討し、それぞれの項目ごとにスケジュールを立てて進めていく予定であります。

現時点で申し上げることができる計画としましては、平成27年度当初に、経済産業省の補助事業を利用し、「道の駅うきは」にEV充電設備の設置をすることを進めています。EV充電設備の設置後、庭先集荷・宅配ネットワークに使用する電気自動車の配置を行いたいと、このように考えております。

3つ目の、他の係との連携と、4つ目の人的体制づくりと工程管理についての御質問でございますが、相互に関連しますので、あわせて答弁をさせていただきます。

今回の重点「道の駅」選定につきましては、地域センター型の道の駅として選定を受けておりますが、議員御指摘のとおり、地域外からの活力を呼ぶゲートウェイ型としての役割も重要と、このように考えております。

そのためには、企画課のみならず、うきはブランド推進係や農林・商工観光課、福祉事務所等がしっかりと連携して取り組みを進めていく必要があると考えております。

国土交通省は、道の駅を、経済好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の強力なツールと位置づけており、地方創生の核として重点的に支援することとしております。

事業を具体的に進めるために、まち・ひと・しごと創生法で言う、地方版総合戦略策定のための組織体制の中に、まず府内の組織として、「道の駅うきは」整備部会（仮称）を設置します。これは、副市長をトップに、市長公室長や関係管理職で組織し、その下部組織として係長クラスによるワーキンググループを置きます。さらに、市役所内部のみならず府外の関係者、例えばうきはの里株式会社の出資者、生産者代表、地域経済団体等との連携も必要と考えており、今後、「道の駅うきは」整備推進協議会（仮称）を組織する予定としております。

5点目が、道の駅の経営についての御質問でありますが、「道の駅うきは」を運営しているうきはの里株式会社の経営や人事等に関するこにつきましては、昨年9月議会においても議員より御質問をいただき、答弁をさせていただきました。「道の駅うきは」は、公設民営で運営を行っておりますので、施設面については市の所有施設ということで、うきはの里株式会社と協議をさせていただくことは当然でございます。

しかしながら、うきはの里株式会社の経営や人事等につきましては、うきはの里株式会社が主体的に行っているものであります。うきは市としましては、うきはの里株式会社の株主でありますので、取締役の一員として副市長が取締役会等に参画し、その責務を果たしているところであります。うきはの里株式会社の経営や人事等につきましては、今後も引き続き、うきはの里株式会社が主体となり、対応を図っていただく予定であります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） これから、関連質問に入らせていただきます。

まず、理由はいろいろあると思いますが、テント売り場の移設でありますけれども、重点「道の駅」に選ばれた関係でとか何とか言ってますが、その発表があったのは1月なんですよね、1月。もう、1月には終わっておかなきやいけないような日程、計画なんですよ。ですから、やはりいろんなことが出るとは思いますが、もっとスピード感を持ってやらないかんのじやないか。既に、約束して1年半ぐらい経過しているわけであります。こういう小さいことだけでも、そ

れだけおくれてるということは、やっぱり今後の反省項目に入れないかん。後で工程管理に入つていきますけれども、やっぱり反省しなきやいけないんじゃないだろうかというふうに思います。もっと、スピード感を持った対応をお願いしたいというのが1つ。

それから、今、個別のEVのことなんかを、個別の日程は言いましたが、大まかな全体的なスケジュールをまず立てて、そしてそれをお聞きしたい。そして、個別のスケジュールを立てる。今、個別のスケジュールは聞きましたけれどもね。大体、何年がかりでこれを完成しようと思っているのか、それを聞きたかったんです。答弁願います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 企画課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 今、2点ほどいただいたと思います。

移設の話ですね。始まってから、全体でもう1年半ぐらいたってるじゃないかと、おくれているというところでございます。ここについては、おっしゃるとおり、スピード感がある対応とはなっていない点、これについては、当然、反省すべきところかなというところでございます。

ただ、昨年10月に御指摘いただきまして、それからすぐに10月の取締役会にかけさせていただいたり、検討は着実に進めておりました。当初、計画では3月ちょうど終わりぐらいまでには完了する予定でございました。しかしながら、本当うれしい話で、1月30日に選ばれましたので、一旦そこでちょっと足をとめて、全体の計画についてちょっとすり合わせをさせていただいたいるところだということを御説明させていただきます。

もう一点、全体のスケジュールですね。これ、まさに今、課題となっておりまして、全部で8項目ほど、やるべき提案をさせていただいておりますので。10項目ですかね。（「9項目」と呼ぶ者あり）失礼しました。その中で、恐らく市が主体的にやらないといけないのが8項目だと思います。それについて、1点だけは大体のスケジュールが見えてるんですけども、残りが見えてございません。これにつきましては、早急に、先ほどの組織を立ち上げる予定にしておりますので、その中で、まずは議論をスタートさせたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 少なくともテント売り場、これはドル箱だそうですからね、道の駅の。できましたら6月までぐらいには完成して、繁忙期には間に合うように、フルーツあたりが出始めるまでにはぜひお願いしたいんですが——市長ですか、ぜひ、お願いしたいと。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 企画課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 御指摘のとおりだと思います。その辺につきましては、道の駅の経営陣も考えは同じでございます。また、生産者の方々にとってもその思いは一緒だと思いますので、6月といわず5月とか、できるだけ早くにやりたいという気持ちで取り組んでいるところでございます。法の手続も幾つかございます。そこはきちんと踏みながら、可及的速やかにやりたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 政府は常々、この事業に限らず、地方みずからが積極的に知恵を出し、企画提案する、やる気のあるところに支援すると言われております。このような観点からも、今回の取り組みの実施内容から判断しますと、非常にハードな業務量であると思うんですね。多くのマンパワーを要するということだと思いますので、しっかりした人的体制づくり、これを積極的につくって、そして積極的に企画力が發揮できるような体制づくりが重要じゃないかというふうに思います。

職員の——人員の、限られた定員ではありますけれども、これだけのプロジェクトであれば、少なくとも1人ぐらいは、他の業務と兼任じゃなくて、しばらくの間は専任でそれに打ち込めるような体制も考える必要があるんじゃないだろうかというふうに私は思うのですが、いかがでございましょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、御指摘がありました体制の件ですけれども、先ほど市長からの答弁の中で、検討本部会等をつくって、外部にも協議会をつくって、そして早急に事業を円滑に進めていくということを申し上げました。ただ、その中には細かな市の体制ということまで含まれてませんでしたが、初日に市長のほうで、来年の機構改革の報告もあってございますが、その中で、市の内部としても万全に事業を進める体制をつくりまして、私が本部会の代表という形で、トップを切って市全体として動けるよう体制の整備を図って、そして円滑に事業を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 副市長にやってもらうというのは確かに助かるんですけど、副市長も忙しいですからね、できれば、もうちょっと権限を移譲していただいたほうがいいのかなというふうには思います。

次に、その体制というのが、道の駅という名前がつくものですから、企画課に全てを任せると

うな単純な発想ではなくて、いろんな課が複合しておりますので、福祉事務所とか、いろいろ福祉の関係も入っておりますので、そういうことも考え、そして交通整理のできるリーダー、つまり強力なリーダーを——プロジェクトチーム、名前はいろいろ、違う名前になるかもしれません、大きなプロジェクトでありますので、これにちゃんとしたリーダーを確保していかなければいけないと。で、プロジェクトがうまくいく、いかないは、もうリーダーの力量で決まるようなことがありますので、ひとつ、ぜひお願ひしたいということでございます。

こういうプロジェクトというのは、言葉はよく耳にすると思いますけれども、プロジェクトは期間が限られた目的達成型の活動でございます。例えば、企業の商品開発とかのプロジェクトとか業務革新、そういうものをプロジェクトチームでやって非常に成功しているところがあるわけでございます。できるだけ、専門分野の異なるような方々をそのチームに入れて、そして従来の形ではなくて、新しい発想やいろんな効果的なマネジメントを使いながら達成していくということが大事じゃないかというふうに思うわけでございます。

そういうことで、くれぐれもリーダーの選定に力を入れていただく。で、そのリーダーというのがやっぱり、力量も必要ですが、人格的にも知識も、そして熱意も経験もあるような方をリーダーに選ぶということが大事じゃないかというふうに思います。

それから、リーダーなり、そういう組織がある程度できましたら、やっぱり期限が、我々はよく納期と言うんですけどね、工期。日程をちゃんと管理しながらやならないと、ふたをあけてみたら大幅におくれとったとか、いろんな理屈がつけられると思いますけれども、結果で僕らは見ますので、やっぱりそれを、目的を達成し、そして計画どおりやるために、工程管理手法というのを、いつも、前から私申し上げておりましたが、活用したらどうでしょうか。

たしか、市長は工程管理手法を十分御存じでおるという答弁をいただいたと思いますが、前も……、後でまたお聞きしますけども、そういう手法を使っていただいたらどうだろうかということでございます。

この工程管理というのは、本来は、普通の製造工場から出てきた言葉だそうでございますけれども、こういうプロジェクトのような業務に、日程管理をするのに非常に適しているというふうに言われております。これはアメリカから、品質管理と一緒に導入されてきたと。そして工場の中の生産過程、つまり、ものをつくっていく過程で、いかに計画どおりつくっていくかというのであったそうですが、最近では、仕事の質をそれで管理していくと、日程を管理していくという手法でございまして、ちゃんとした学問だそうでありますので、また本でも借りまして、ぜひこういうことをやっていったらどうだろうかと。

これを提案しますけれども、これに近いやり方、つまりぴしっと計画を立て、そしてそれが計画どおり行ってるかというのを目で見る管理ができるようなチャートを使っていくと。で、工程

管理の分析表なんかございますので、それでリーダーがチェックしていくと。自己管理ではなかなか甘くなりますので、やっぱりリーダーがチェックしていくような体制づくり。そして、チェックし、アクションを起こして、そしてP D C Aを回していくということでお願いしたいと。

P D C Aというのは今、石破さんが盛んに地域創生で言い始めましたけど、これは皆さん御存じのように、もう、仕事のやり方としては基本中の基本でございますね。プラン・ドゥー・チェック・アクション。このサークルを回しながら管理者が厳しくチェックしていく。そして自分自身もそれで管理していくというやり方でございますので、ぜひ、この工程管理手法で、納期を達成していく方法はいかがだろうかと思いますが、市長の御見解をお聞きしたいと。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、御指摘がありました工程表ですけども、もともと工場の生産管理から始まったということでございますけれども、御存じのとおり、いろいろな事業計画の推進のためにも幅広く使われているというのが実態になります。したがいまして、当然、道の駅の事業工程管理の中でもそれを取り入れて進めていく必要があるだろうと。

市の事業の中でも、既に工程管理を取り入れながら進めているものもございます。例えば、今、企画課の話が出ましたけども、小水力発電につきましても、大きな事業でございますので、工程管理をしっかりと入れて事業を進めているところであります。したがいまして、道の駅の事業も当然、工程管理をしっかりとしながら進めていくと、こういう形で対応を図りたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 今、小水力の発言が出ましたので、しっかりと、お願いしたとおり工程管理をやっていただいてると、安心しました。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、現在、うきは市におきましては、経済産業省と国交省から有志の管理職がおいでいただいております。活躍されておりますけれども、今後のこの道の駅の業務にしましても、国交省とか農水省とか厚労省、経済産業省等の補助事業制度もいろいろございますので、ひとつしっかりと目を光させて、そして取り逃がさないように、ぜひともそういう補助事業を、できれば10分の10の補助事業が特に望ましいんですけども、そういうのをしっかりとキャッチして、そして、うきは市の事業の削減に寄与していただきたいというふうに思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御承知のように、今回の重点「道の駅」というのは全国35カ所を選定して、将来の質の高い地方創生の拠点となるべく、あるべき姿の道の駅を創造していくとい

うのが大きな柱であるし、それに向けて国が全面的なバックアップをするというところに大きな特徴があります。

実は、九州では3地区、重点「道の駅」が選ばれましたが、実は、直轄としては、うきはだけであります。ほかは全て補助国道、県が管理している道の駅でありまして、唯一、道路管理者が国土交通省の道の駅が選定されるのは、うきはだけであります。今後、全面的に国土交通省が「道の駅うきは」をバックアップすると、このように期待をしておりますし、今回の予算には間に合っておりませんが、近いうちにまた補正予算でしっかりと計上も予定をさせていただく予定であります。

我々としては、議員御指摘のように、国土交通省のみならず経済産業省、厚生労働省、ありとあらゆる事業を、重点「道の駅」に選ばれたわけですから、ここに投資をしていただくべく対応を図っていきたいと思います。当然、議員がおっしゃるように、マネジメントすることは非常に重要なんですが、やはり財政力の弱いうきはとしては、まずは国から財政支援をどうとるか。そのスケジュールにあわせて、うきはがどう動くか。そういう視点で取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 大いに期待しております。

最後というか、この件の最後ですけれども、くどいようすけれども、まず、工程計画をきっちつとつくって、いつ誰がどんな作業をしていくのかというのを、ちゃんと工程をつくって、そしてその進捗状況を絶えず副市長なり——また、国交省から来られるというような話も聞いておりますけれども、そういう第三者の目でチェックしていくというのも非常に有効じゃないかというふうに思いますので、そういう方たちも取り入れるような計画もいいんじゃないだろうかと。チェック・アンド・フォローするためにですね。そして、絶えず工程進捗会議を開いて、そしてチェックしながら、検証しながらフォローしてやるということが大事だと思いますので、ぜひともそういう形で進めていただければ幸いだと思います。

それでは、道の駅につきましてはこの辺で終わろうと思います。とにかく民間企業というのは、納期、期間を非常に重視しております。行政も同じだと思うんですね。なので、ちょっと1年開発がおくれたとか、1カ月おくれたためによその企業に先を越されて倒産するはめになるというようなことも考えられるわけで。行政も、やっぱりそういう考え方で、ぜひともやっていただきたい。市長がいつも申されております、ニュー・パブリック・マネジメント——NPM、こういう手法を使いながら、考え方もそういう考え方で業務に専念していただければと思います。よろしくお願ひしておきたいと思います。

それでは、次に入らせていただきます。公共施設等の総合管理計画について質問させていただ

きます。

我がうきは市においては、昭和60年前後の高度成長期ごろ建設された施設が多く、しかも合併前におのの町で同様な目的で設置されている施設もあります。これを精査し、効率的な管理が求められています。

今後、人口減少や高齢化が進む中で、長期的な展望で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化、最適な配置検討などを総合的かつ計画的に推進して、財政負担の軽減や市民サービスの向上に努めなければなりません。早急に現状の分析、把握から始められ、長期的な視点に立って、持って、早急に取り組むようにスタートすべきと考え質問いたします。

1つ目、うきは市の公共施設も昭和60年前後に建設されたものが多く、築約30年経過し、老朽化対策並びに効率化が喫緊の課題であります。人口減少や高齢化を踏まえ、現状を調査分析し、経営的視点で更新・統廃合・長寿命化などを行って、財政負担の軽減を図るべきと考えるが、見解を伺いたい。

2つ目、平成26年4月22日付で、総財務第74号総務大臣通知によりまして、各都道府県に通達が出され、各都道府県、市町村に、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための公共施設等総合管理計画の策定に取り組まれるよう通知が出されております。まずは取り組みの基本となる、うきは市の公共施設等総合管理計画を策定し、実施計画に沿って計画的に実施していくべきと思うので、公共施設等総合管理計画策定の進捗状況と、今後の対応計画並びに重要施設で既に方向性を決めている施設があれば、あわせて伺いたい。

3つ目、総合管理計画の策定に当たっては、総務省より参考にすべき指針が出されております。インフラの老朽化が進んでおり、総合管理計画にはインフラ長寿命化基本計画も参考にされるとともに、平成26年9月に市行政改革推進委員会より答申された内容を十分吟味し、更新による莫大な投資を避けるよう考慮すべきと思います。所見を伺いたい。

加えまして、築30年経過した公共施設等並びに比率をつかんでおれば伺いたい。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの公共施設等総合管理計画について、3つのお尋ねをいただきました。

1点目が公共施設の老朽化対策等について、そして2点目が公共施設等総合管理計画の進捗状況について、そして3点目がうきは市行政改革委員会の答申内容に対する考え方について。以上3点については、いずれも関連がございますので、あわせて回答させていただきたいと思います。

昨年12月議会において、佐藤議員の一般質問の中でお答えしましたとおり、一昨年9月に、うきは市行政改革推進委員会に、公共施設の有効活用について諮問を行い、昨年9月26日付で

答申をいただいたところであります。

その中で、答申書に添えられた意見として、1点目、全体的な公共施設の整備計画を早急に策定し、それに基づいた中長期的な施設整備を行うこと。そして2点目が、答申について最大限尊重し、整備計画を市政に反映すること。3点目として、整備計画の策定、推進に当たり、責任と権限を持った組織体制を設置し、財源計画に基づいて実施すること。4点目に、計画の策定等に当たっては将来的なまちづくり計画に資するよう、職員一人一人の意識改革及び情報共有に努めること。5点目に、統廃合の実施については関係者の理解を得ること。このほかにも、施設統廃合方針等、具体的な御提言をいただきました。

一方、国のはうからは、昨年4月22日付で、総務省より公共施設等総合管理計画について平成28年度までに策定するよう各市町村に要請があったところであります。本市としましても、行政改革推進委員会の答申を受けて、昨年9月30日に公共施設等総合管理計画について今後の取り組み方針の協議を行い、公共施設の有効利用を盛り込んだ計画の策定に向けて、平成27年度予算に固定資産台帳整備のための経費を計上させていただいたところであります。

御質問の1点目、公共施設の老朽化対策等については、御指摘の事項を含めて総合管理計画に盛り込みたいと考えております。2点目、計画策定の進捗状況と今後の対応等については、平成27年度に固定資産台帳の整備を行い、平成28年度までには総合管理計画を完成させる所存であります。3点目については、行政改革推進委員会答申の内容をできる限り計画に反映させ、より実効性の高い計画を策定して、公共施設の適正な管理に努めてまいります。

なお、築30年以上経過した施設は59施設、5万6,614平米になりますが、これらについても、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減を図ってまいりたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 59施設、30年を超える施設があるということではありますので、早急にやっぱりこの計画書を立てて、もう既に老朽化して、何千万円かかけて補修しなきやならないような事態も生じておりますので、これもやっぱりスピード感をもって対応していただきたいというふうに思います。

まず、管理計画をつくるためには、公共施設の実態を明らかにするための白書の作成というのが必要じゃないかと思うんですけど。実態をきっちり把握するため。そういうのから始められたらどうなのかなと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 財政課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 公共施設等総合管理計画につきましては、その手順の1つとして公共施設白書、これについても、重要なものでございます。この白書につきましては、現在、行革審のほうから答申を受けました中にも盛り込まれておりますが、その答申をした際に、施設等については整理をした形でお出しをさせていただいております。その分が基本になってくるのかなというふうに考えておるところでございます。

あと、土地関係につきましては、今、市の保有する土地、これが約1万5,000筆ほどございます。この分についての評価額というのを今からはじき出していく必要があるというふうに思っておるところでございます。ですから、建物、土地、全て含んだところの白書という形になるかと思いますけれども、それにつきましても固定資産台帳の整備にあわせて進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 答申を尊重するというのはもちろん大事なことでありますが、やはり行政でもう一回見直して、慎重に調査するということで、ぜひお願ひいたしたいと思います。

利用状況とか含めたハード面、ソフト面を総合的に検証し、分析した白書、それに基づきまして、市民とか議会、行政、学識経験者が一体となって、経営的視点に立って管理計画をつくるというのが、やっぱり大事じゃないかと思いますので、そういうチームで対応していただくというふうにしていただけたらいかがかと思うんです。

そして、その管理計画を策定しましたら、やっぱり各施設の優先順位をつけて、緊急を要するものから——決して二重投資にならんように、実施計画に基づいて着実に進めていただきたい。御承知のように、新市建設計画ですか、これは31年度までに延長されました。もし、合併特例債なんかを使うような大きな事業があれば、早目に、やっぱり施設完成まで三、四年かかりますので、早目に検討、総合管理計画に組み込んで検討を開始すべきじゃないだろうかというふうに思います。

特に心配しているのが、生涯学習センターとかムラおこしセンターとか、あそこら辺の老朽化が非常に進んでおりますので、やっぱりそういう計画表が平成28年に完成することではあります、必要なものは早目に、別個にやっぱり検討すべきじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでございましょうか。既に、もうトイレが使えないとか、いろいろ問題が起きているようでございますので、重要なものについては早目に検討すべきじゃないだろうかというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） くしくも、ことしは、うきは市制10周年という大きな節目の年を迎えた。そういう中で、この公共施設の有効活用というのは、私に課せられた大きな課題の1つだと、こういうふうに受けとめておりますし、また、公会計制度の導入も今、国のはうから指導を受けております。

つまり、今やっています現金主義の単式簿記から、民間の企業がやってます発生主義の複式簿記への転換。そういうことを考えますと、この公共施設をどう管理していくかというのは、密接不可分の問題であります。そういうことをしっかり視野に入れながら取り組んでまいりたいと思ってます。

また、議員が御指摘の個別の施設、もっとめり張りをつけて、早目早目に取り組むべきだという御指摘でありますけれども、その趣旨は十二分に理解をしているところであります。とにかく、この公共施設等総合管理計画をきちんと策定した上で、戦略的に有効活用を図るべく、取り組みを図っていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 道路とか公園、学校などの生活基盤や国土保全のための基盤で建設するインフラ、これは、何度も申しますが高度経済成長期につくられたものが多いと、高齢化が進んでるということでございます。これを全て更新するのは莫大な費用を要するものでございますので、適正な点検、診断を行って、優先順位を考慮した実施計画に基づき、修繕、更新などを効率的に実施するということが大事だというふうに思います。

いわば、新しくつくることから賢く使うということが求められてるというふうに思いますので、インフラ長寿命化計画にも十分組み入れて、行動計画なり個別実施計画など、そういうものが要請されておりますので、最後にその思いといいますか、それをもう一言、インフラの長寿命化——できるだけ長寿命化していくような使い方なりも大事なことだと思いますので、ひとつ。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のとおり、長寿命化の推進は、やはり今まで、どちらかというとこういうインフラ施設というのは事故対応型というか、壊れてからどう修繕するかという事故対応型でありましたが、これを戦略的維持修繕といいますか、故障する前に修繕というか手を打って寿命を延ばすというのが大きなポイントではないかと、このように承知をしております。

この長寿命化については、先日からたびたび説明もさせていただいてるんですけども、橋梁等の道路構造物については、昨年から一部実施はしていたわけでございますが、市内にあります612カ所の橋梁について、平成27年度からは公益財団法人福岡県建設技術情報センターの協力も得ながら、本格的に、まさに長寿命化対策の一環として、目視点検等を図っていきたいと、このように考へているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） まさに、事後保全じゃなくて事前保全というか、プレメンテナンス、これが非常に大事なこと。輸送機関、飛行機とか汽車とか、故障してから修理しようとしても遅うございまして、故障する前にメンテナンスしていくことが大事だと思います。そのとおりでございます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。3つ目の、職場の5S活動で業務の効率化を図っていただきたいという質問でございます。

私は、日ごろから行政職場環境に興味を持っておりまして、機会あるごとに観察してまいりました。全員とは申しませんけれども、現状のままではベストな状態でサービス提供ができないのではないだろうかと、そういう強烈な印象を受けましたので、何らかの改善に取り組んで、業務の効率化とか市民サービス向上に寄与されますことを期待し質問するわけでございます。

このことにつきましては、私自身も反省しております。家でもなかなか整理がついてないと、よく家内から叱られてるわけでございますけれども。しかし、整理整頓、5S運動、これは非常に仕事の基本でございますので、ぜひとも訴えたい。

1つは、机の上や机周り、机の下などの整理に欠け、乱雑、散漫な状態で目に余る職員が散見されます。現状のままでは、コストや仕事の効率、スピードなどに影響し、ものを探す時間だけでも無駄が多いと考えております。府内の5S活動を推進し、実践することは、環境改善効率化、市民サービス向上に極めて有効と思うので、所見を伺いたい。

2つ目。5S活動とは、整理・清掃・整頓・清潔・しつけの実践により、無駄を見つけ無駄を取り除くことであり、改善の基本であります。この運動を展開し、職場環境の改善、業務の効率化及びコストの削減を図り、市民サービスの向上を目指したいのであります。つまり、職場のあるべき姿の基本を遵守する運動でありまして、合併10周年を機会に、心を引き締め、積極的な取り組みを提案しますので所見を伺いたい。

3つ目。パソコンなどを活用したペーパーレス化を目指す取り組み状況の現状と成果、今後の計画を伺いたい。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの、職場の5S活動での業務の効率化について、3点の御質問をいただきました。

1つの、5Sの活動の推進についての御提案と、2つの、その推進体制についての質問であります。この2つは関連がございますので、一括してお答えさせていただきたいと思います。

5S活動とは、これは製造業やサービス業などの職場環境の維持改善で用いられるスローガン

であり、整理・整頓・清掃・清潔・しつけの実践により、無駄を見つけ取り除く運動であり、職場環境の改善、効率化を図るものと理解をしております。

現在の庁舎内は、合併に伴い人員、業務が増加したことや、市制施行に伴う業務量の増加に対応するスペースに余裕がないことも影響してか、整理整頓が十分できているとは言いがたい状況であります。しかしながら、今の限られたスペースを有効に使い、住民サービスの向上につなげていくには、整理整頓が必要となるのは当然のことと存じます。

今回の行政組織の機構の見直しに伴い、机やキャビネット、事務機器類の移動も必要になってまいります。これを1つのいい機会として、書類の整理整頓を進め、業務の効率化を図っていきたいと考えます。また、文書ファイリングについても、合併10年を経過して、改めて見直しを行い、保存、廃棄等の文書整理のあり方を再検討する時期に来ていると考えております。5S活動の推進体制とともに、今後、検討してまいります。

3点目に、パソコン等を活用したペーパーレス化についての御質問がありました。パソコンを活用したペーパーレス化については、膨大な収納スペースを要する課税台帳や国民健康保険のレセプト等で実現をしており、一定の成果は上がっているものと認識しております。市民への回覧チラシについても、広報うきはへの掲載に切りかえるなど、紙の使用量の削減には努力をしているところであります。また、ペーパーレスとまではいきませんが、文書の両面コピーの利用促進など、管理職会議等を通じて周知徹底に取り組んでいるところであります。

パソコン等を活用したペーパーレス化については、事務効率を向上させるための有効な手段と考えますので、今後も積極的に推進していく所存であります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 電子保存が可能なものの、書類とかいうのはファイルサーバーとかそういうものに保存していくということ、前向きな答弁でございます。ぜひお願いしたいというふうに思います。電子決裁、将来はやっぱりそういうところまで進めていく必要があるのかなということでございます。

それから、文書管理システムというのは導入されているとは思いますけれども、災害関係もあって滞っているのではないだろうかというふうに思いますが、そろそろ外部、民間の活力、力を使ったりしまして、改善すべきところは改善していくというような考え方もそろそろ必要じゃないかというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 文書管理の関係、文書ファイリングについては導入しております、

うきは市になってからですね。ただし、議員が御指摘いただきましたように、災害を理由にするわけではございませんが、職員もかわってきておりますし、その辺が末端までぴしっと徹底できているのかというのは反省すべき点もあるかと思いますので、市長も申し上げましたように、合併10年を経過して、改めて見直しをする時期に来るのはかなとは認識しております。今後、検討してまいりたいと、外部の力もかりることも含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） わかりました。よろしくお願ひしておきたいと思います。ただいま、市長からも前向きに進めていきたいという答弁をいただきました。できましたら、市長通り、そういうもので、メールはしょっちゅう出しているそうでございますけれども、何かそういう——推進委員会をつくるほどでもないかもしれません、やってるところもありますが。

栃木県の足利市なんかは、5S運動で非常に成果を上げてるというような実績を上げております。そこは、非常に市長以下、副市長あたりの体制をつくってやってるようでございますが、市長から、やっぱり職員にそういう通達を出していただいて、5Sの徹底なり、そういう活動を進めていただきたいというような呼びかけ、これも大事じゃないかなと。特に合併10年を期しまして、そういうことも、ちょっと私は必要じゃないかなと思うんです。

それから、業務がいろいろ多様化して、非常に業務量もふえておりますので、本当、置く場所が少ないだろうと思うんですよね。ですから、そこら辺は貴重な予算をいただいて、ファイル棚とかそういうものを買い与えるというのも1つの手段じゃないだろうかと、必要じゃないかというふうに思います。ただ、量が膨大にあって置く場所がなければ、どうしてもここに積まざるを得ないということですので、ちゃんと整理棚なりをですね。

それから、余り見かけませんが、あるところによりますと、棚は低いんですが、その上にいっぱい積み重ねて、全く見えないと、よその課の状況なんかがですね。それを低い棚にして、見える化を実施しているというような事例もございます。それは、わざわざまた棚を買わなきやいけませんのでそこまでは要求しませんが、整理整頓する必要最低限の棚なり、そういうものはやっぱり必要かなというふうに思ってるわけでございます。

この2つについて、最後に市長の所見を伺いたいと。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、具体的な事例を交えながら御提言をいただいたところであります。議員の指摘も踏まえながら、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） これは参考までですけれども、ある自治体では、職場ごとに

チームをつくるて現状を把握して、5S気づき提案書というような提案書をつくるて、それをして出すと。そして、実績をちゃんと書いて、これだけよくなりましたというのを上司に提出していると。そのコメントをいただいて、そして、それを励みにして、ますます5S運動が盛んになってるというような自治体もございます。

いろいろ工夫すれば、やる気が起きる事例もいろいろありますので、ひとつ。なかなか5S、整理整頓しなさいよと言うてもなかなかしませんので、何か、やる仕組みづくりといいますか、そういうのも考える必要があるんじゃないかというふうに思っておるところでございます。それは私の希望でありますから、答弁は不要でございますが、ぜひ。

それから、5S実践要綱というような要綱までつくるて進めているところもございます。で、非常に実績を上げてるというところもありますので、ひとつ参考にしていただければ幸いだと思います。

あと2分ありますが、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、10番、諫山茂樹議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、14番、高山敏枝議員の発言を許します。14番、高山敏枝議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 発言の許可を得ましたので、初めに、一般質問を始める前に一言発言させていただきたいと思います。

本年、合併して10年目を迎える前に、初代の怡土市長が亡くなられ、そして2代目の副市長であられた鎌田氏がつい先日お亡くなりになりました。本当に、心が震える思いがいたしました。この機をかりまして、この10年の基礎の一端を築かれたこのお二人に心から感謝を申し上げ、心からの追悼の意を表したいと思います。

さて、今回、一般質問2点を通告させていただきました。副議長は自分のことよりも議会全体を考えなさいという前議長の御指導と、それから、質問は年に1回か2回じゃろうというような池田先生の御発言もありまして、一般質問を遠慮させていただいておりましたけれども、現議長の岩佐議長も、副議長のときには予算のときには大体質問をなさっておられました。そして、今年度の予算は一口にどういう予算ですかというような質問をなさってこられております。

ちなみに、22年はハードからソフトへとか、23年は人に優しい予算。そして、高木市長になられた最初の予算については再生の予算ですというようにお伺いをいたしました。まさに、25年は未曾有の50億円という災害を受けた、その再生ということで、本当に一生懸命頑張つてこられ、この26年度にはほとんどの工事が終わるという、この御努力といいますか、市長並びに関係職員、そしてそれを支えた市の職員に、この努力に対して十分なる評価をしたいというふうに思います。

それだけに、今回も予算についてどういう名称なのか、そしてその期待が高まるわけでございます。そういったことで、本年度の、27年度の予算について質問ということで、1点目には今言いましたように、本年度の予算は、一言で言えばどういう予算なのか。予算を編成するに当たっての重点というのは、もう皆さん何人もお聞きになりましたので、14項目について細かく示されております。全て重要なことではありますけれども、それを踏まえて一言で言えば何予算なのかということをお伺いしたいと思います。

また、そういう意味で言いますと、4年1期の市長にとってのこととは最終の年に入っています。集大成として何を成果を上げられ、何を次につなげていかれるおつもりなのか、そういった意味での集大成の予算というものだろうと思いますが、どう考えておられるのかという、このことを1点目でお伺いしたいと思っております。

2点目には、市長の就任によりまして招聘されました、すばらしい管理職の方々が、うきは市に来ていただきました。副市長しかり、高瀬災害対策推進室長、そして重松企画課長、それぞれに来ていただきました。この招聘した管理職の方々の働きをどう評価されておられるのでしょうか。また、この方々それぞれに任期がございます。高瀬災害対策推進室長においてはことしまであるし、それから副市長にしても重松企画課長にしても、来年までじゃないかと思います。それぞれに任期があります。

この方たちに来ていただいている間にいろんなことをしていただき、後ほど評価を出していただける、市長のほうからおっしゃっていただけると思いますけれども、いろんなことをなさっていただきて、非常に活性化したと思いますが、しかし一番大事なのは、その方たちが帰られた後にどうつながっているのか、それを市がどう受けとめ、発展させていくのか。これが一番大事ではないだろうかというふうに思っております。そのことを継続、あるいは引き継ぎ、それに対する予算をどう考えてされたのかというようなことを、2点目でお伺いしたいと思います。

3点目。27年度の予算ではありませんけれども、26年度の補正予算に上がり、そして27年度の実行ということで、生活等の緊急支援交付金が示されました。この2月に国から示されまして、早速そのことを取り入れていただき、プレミアムの商品券が出るということをお聞きしました。これを聞いて、本当に楽しみに思いました。昨年が2,500万円を県と市が出し、事業者が500万円をつけて、合計5億円のプレミアム商品券が発売されました。前期と後期にわたって発売されましたが、後期に残ってるということで行きましたけれども、もう既に売り切れておりました。非常に、皆さんにとっては、お盆やお正月にこれを活用されて喜ばれたと思っております。

去年の5億円は、つまり全てうきは市内で使われるということでございます。そして、うきは市のプレミアムは、よそと違って、事業者が一部負担をいたします。だから、自分のところに回

ってきたプレミアム商品券を還元すれば、お金にかえれば負担金を出さなければなりません。だから、つまり自分が事業者としての負担金を出さないためには、そのプレミアム券をまた使うことができます。2回、3回使っていくと、5億円がもっともっと利用価値が出てくるということあります。倍ということにはならないと思いますけれども、5億円が6億円も7億円も大きくなって、全部うきは市に落ちるということでございます。

一説には大型店ばかりに行くと、小売店には恩恵がないという話も一時ありました。しかし、大型店にそれが行けば、その分は必ずうきは市に税金として返ってきます。税金を使っても、結局はそれだけ商店街、あるいは大型店が換金することによって、消費税、いろんな税としてまた市に返ってきます。このプレミアム商品券の価値というのはすばらしいと私は思っています。

そういう意味で、去年の2,500万円が倍近く補助をもらえます。一体幾らになるんだろう、わくわくするような思いでこのプレミアム金額を期待しておりますが、幾らなのか、そしてどういう形の率になるのか、その当たりを詳しく教えていただきたいというふうに思います。

以上、3点について質問させていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、平成27年度予算編成について3点の御質問をいただきました。

1点目が、平成27年度予算編成における重点施策についての御質問ですが、佐藤議員の質問と重複するところもあるかと存じますが、平成27年度予算編成方針について、今議会の冒頭で重点課題14項目を説明させていただいたところでありますので、それぞれの項目についての説明は割愛をさせていただきたいと思います。

そこで申し上げましたように、本市の財政力指数及び市民所得は、県下でも最下位に近いことが大きな課題となっております。このような状況の中、平成24年7月の九州北部豪雨災害の影響で、平成26年度までは災害復旧関連予算が膨らんだことなどから、身の丈に合わない予算規模となっていました。災害復旧が一段落したことを機に、平成27年度においては財政力に見合った予算編成に心がけたところであります。

平成27年度予算が高木市政にとっての集大成ではないかという御指摘については、私自身もそのように認識しております。

議員御承知のとおり、私が市長に就任させていただいたのが平成24年の九州北部豪雨災害の翌日でございました。そのような状況の中で、これまで災害からの復旧・復興に全力を挙げてまいりました。平成27年度予算編成においては、限られた財源の中で高木カラーを出すための施策として、これまでに議会等で御指摘いただいた事項や、職場内各課ヒアリングの結果などを踏まえ、うきはブランド推進課や市民協働推進課、あるいは水資源対策室の設置などの機構改革

案を柱に、少子高齢化や産業構造の変化などに対応するため、スクラップ・アンド・ビルトの考え方を取り入れながら、今あるものを生かす施策、地域コミュニティの再生などを基本に、主要施策を出させていただいたところであります。

以上、27年度予算の方針について述べさせていただきましたが、今回の予算をどう言いあらわすのかということにつきましては、あえて申し上げるならば、うきは市ルネサンス予算と呼ばせていただきたいと思います。

2点目が、人事交流により招聘した管理職についての御質問でございますが、国土交通省九州地方整備局との人事交流につきましては、平成25年度より1人お願いをしておりますが、ぜひ高瀬災害対策推進室長にはもう一年いていただくようにお願いをしておりまして、当面、平成28年度までを予定しているところであります。また、今年度からは経済産業省九州経済産業局との人事交流も行っており、現時点では、1名について来年度までを予定しているところであります。

これらの人事交流については、派遣した市職員の人材育成という目的と、国の職員の豊富な知識、経験、人脈等を生かして、市政及び市職員の意識啓発に寄与していただくことを目的としております。両名は、このたびの九州北部豪雨災害からの復旧・復興はもとより、市の地域産業の発展と振興に大きく貢献し、活躍していただいていること、大変高く評価をしているところであります。今後も必要に応じ、国に限らず、幅広く人事交流を活用しながら、職員の人材育成、市の発展、活性化につなげていきたいと、このように考えております。

3点目が、プレミアム商品券についての御質問がありました。

平成27年度実施のプレミアム商品券につきましては、国の平成26年度補正予算に基づいて実施しようとするものであります。具体的には、国の補正予算の地域住民生活等緊急支援のための交付金充当事業として、地域消費喚起・生活支援型を活用するものであります。国が示している、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に対応し、地域における消費喚起や、これに直接効果を及ぼす生活支援を推進するものであります。

具体的な発行内容でありますが、プレミアムを含む発行総額は4億2,000万円。プレミアムを含まない販売総額は3億5,000万円。プレミアム率は20%、プレミアム額7,000万円。販売日時については、現在、協議中でございます。

なお、プレミアム額7,000万円の内訳につきましては、県の負担が1,450万円、市が5,200万円。そして、発行主体が350万円となっております。これに、商工会の事務経費としてまして113万円の補助を予定しております。なお、この県の負担であったり、市の5,000万円を超えるような負担については、全額国の26年度の補正予算を10分の10當て込む予定であります。

○議長（岩佐 達郎君） 高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 一通りの答弁をいただきました。本年度の予算は、身の丈に合った予算ということ、そしてその中で、ルネサンス予算ということで、いろんな企画といいますか、方法を練りながらしていただくということですので、また、市長みずからも集大成の年ということで、そういった意味で頑張っていただけるものと思います。ぜひ、これが、さっき申し上げましたように、復興予算、再生の予算のように効果が出ますことを願いたいと思います。

2点目についてお尋ねをしたいんですが、うれしいことに、高瀬災害対策推進室長留任といいますか、もう一回ぜひとうことで、お願ひしていただくことについて安心はいたしました。実は、全員協議会のときに、このうきはで災害対策に当たる中で、石積みという、そういうたくみのわざ、そういったことを経験なさっているということで、その質問がございました。私も石積みについてある方にお尋ねに行きました。空積みというのは、強度の点において、今、許可がないということですけれども、その筋の専門家に言うと、逆に空積みのほうが崩れるときは一部ずつであると。裏にコンクリートを打つと、全面的に全部行ってしまうと。だから、本当は昔からのそういうたくみのわざのほうがすばらしいんだという話も聞きましたし、そのこともあって、今では間知積みですか、間知石による間知積みとか、あるいは表面をあわせる面合わせとか、いろんな石垣積みの方法があるけれども、それは今、伝わっていないということをお聞きしました。

今、これができる方は、うきは市では松岡さんお一人だろうということです。ただ、この方ももう高齢、80幾つになられたということで、またもう一人、今、西見石材におられた方もこういうの得意になさっておられますけれども、その方ももうかなり、60過ぎ、70近いということで、今は現役ではなさっておられないということでした。

そういったことを鑑みながら、議会の中ではこういう、うきはのある技術をどう考えるかという質問が出ました。そして、そのことを受けて、重点「道の駅」に、それを利用したものを作りたいという発言がありました。議会としても非常にそのことに期待を寄せました。こういうふうに、やはり消えていくたくみのわざを残しておくというのは非常に大事じゃないかと思います。そういったことを考えたときに、ぜひ、私はこれを体験された方が残ってほしいという思いを強く持っております。

また、今回、重点「道の駅」に指定をされました。これを持ってきたその努力、それまでのいろんな指導を受けながら、あるいは企画しながら、修正しながらして、そして今回、重点の道の駅に認定を受けました。もちろん、市長の働きもあったし、担当の方もあったと思うが、自分がその認定を勝ち得た人と、それを引き継いでやる人では、随分の違いがあると思います。だから、この事業に申請をし、そしてから取った方は、その思いがそのまま次の事業としても頑張っていただけると思います。

もちろん、別の方がみえたとしても引き継いではいただけますでしょうけど、そういう意味もありまして、ぜひとも高瀬災害対策推進室長を置いていただきたい。これは、市長の思い以上に、議会からも要望する、市民も要望するということで、全てが要望するという、その強い思いを持って当たっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今、具体のお話として、うきはにある伝統技術、石積みの話がありました。議員御指摘のとおりでありまして、今、その技術の伝承をどうつなぐかということでいろんな取り組みを出していただいて、その実験フィールドとして、道の駅の野外円形劇場を当ててやろうという取り組みもさせていただいております。

今、災害対策推進室長の話を、随分好意的にお話をいただきましたので、もう、この後は災害対策推進室長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 災害対策推進室長。

○災害対策推進室長（高瀬 智君） 私に対しては、すごいお褒めの言葉というところで受けさせていただきました。本来、災害復旧に邁進してきました。その中でもやはり、国土交通省から来たというところで、補助事業、重点「道の駅」とか、木材チップの除草効果検証等々、やはり来た省庁からいろいろな補助金なり、事業を持ってくることが重要というところで仕事をしてまいりました。残ってほしいというお言葉、大変ありがとうございます。重く受けとめております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 強い思いということは、強い期待でございますので、十分に期待に沿っていただけるよう、頑張っていただきたいと思います。

一度、私は松岡さんなり松竹さんにぜひお会いいただいて、石積みのこととかいろんなことをやっぱりまた、災害対策推進室長は災害対策推進室長として吸収していただきたいなというふうにも思っております。ぜひ頑張ってください。そして、残っていただけるよう、市長もぜひ強く要望していただきたいと思います。

同じように、重松企画課長に来ていただいて1年になります。本当にいろんなことをしていただいた、町並みカフェであったりいろんな方との交流の機会をつくっていただいたりということで、非常に、若い方も活気が出せるような、そういう雰囲気をつくっていただいたというふうに評価をしております。

一番大事なことは、あと1年をどう、次をつなげていくかだろうと思います。つまり、人事には口出しできませんけれども、やっぱりつなぐ人、それをきちんと考えていただきたい。課長がいなくなっていても、ちゃんとした事業をつないでいけることはもちろんですが、一番考えていただ

きたいのは、人脈、それをどうつないでいくかだろうと思います。残り1年は、事業の継続はもちろんですが、今度は新たに人脈を誰につなぐのか、うきは市の人材を育てていくための予算を確保しているんでしょうかと思います。

例えば、お一人で行く際に、うきは市の職員1人でも2人でも一緒に行っていただいて、顔つなぎをしていただく。経済産業省であったり、出先機関であったり、県庁であったり。やっぱり、重松企画課長のそのかわりとは言えませんけれども、おられなくなてもきちんと継ぐ人材、人脈、それが伝わっているということを対外にも示さなきやならないと思います。

そういうことで言うと、たびたび挨拶回りしたり、あるいはそういうときに1人ではなく2人、3人連れて行っていただけるような、そういう予算が考えてあるのかどうか。こっちもかわります、向こうもかわります、だから1人というのでは心もとないと思います。そして後々は、課長がおられなくても、個人的にもそういう上の方と相談ができるような、そこまでの人脈をつないでいただけるような配慮がなされているのでしょうか。つまり、財源が確保されているのでしょうか。そのことをお尋ねいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、重松企画課長のお話がありました。本当に、企画課長におかれましては、いろんな、特に経済産業省の事業をいろいろ取り込んでいただいて、まさに、うきはにあるものをどう生かすか、内発的振興をどう高めていくかという観点で、商工業の振興であったり、新しい地域資源を生かした、新しく事業を起こす——起業ですね。小さな仕事化という観点でいろんな取り組みをやっていただいてます。先日もキーパーソン事業というのをやっていただいて、本当に大盛況がありました。これからも、しっかりと、いろんな国の施策を取り込んで、うきはの商工業の振興にぜひともまた力を發揮していただきたいなど、このように思っております。

この後、ちょっと企画課長のほうに答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 今、いろいろ御提案といいますか、こういうふうにあるべきではないかという、あるべき姿についていろいろおっしゃっていただいたと思っております。

初めにお話ありました、高瀬災害対策推進室長におくれること1年で私は着任させていただきまして、先に着任されている高瀬災害対策推進室長の成果ですね、そういったものも見習いつつ、また来年に私もつなげていきたいと、そのように思っております。1つ言うなれば、高瀬災害対策推進室長がいろいろと、ハード面での事業を中心にやってありますので、私のほうとしましてはソフト的なところに注力したいという思いもございます。

こういった中で、やはり先ほどおっしゃったように、予算化、何かするときに、当然お金は少

ないほうがいいんですけども、多少必要になるものがございます。こういったものにつきましては、例えばございますが、後ほど審議があると思います。平成26年度予算、また27年度予算に、できるだけそういうものを、弾込めといいますか、準備できるように、市長を初めいろんな方々にお願いしつつ、準備をさせていただいているところではございます。

ただし、当然のことながら、予算、これは税金でございますので、できるだけ少なくしたいというところは常日ごろから思っております。ですので、最小限必要なものだけいただいて、それで最大限生かせるようにということで、例えばですけれども、誰か連れて行くようにということを常に心がけておりまして、例えばうちの場合、公用車で出張すれば、2人で行こうが3人で行こうが経費としては変わりませんので、極力、そういった公用車を使わせていただいて、5人乗るんであれば5人で行くとかですね。そういったところで、人脈をできるだけ太くするということも、これまで以上に心がけて、来年度以降もやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 課長は、少ない予算でも最大限活用して人脈をつないでいただくということですので、あと、今度はうきは市の入材ということになろうと思います。

十分にそのあたりも御配慮いただいて頑張っていただきたいと思いますが、実はこの災害以来、うきは市は福祉の部門がちょっと弱くなったのではないかなど。後退とは言いませんけれども、災害復旧、復興のために中止され、そして福祉の部門がちょっとおくれたんじゃないかなという気がしておりましたので、今回は厚労省あたりからぜひという思いを持っておりましたら、市長のほうでそちらからのつながりを、人脈を利用して来ていただくということですので、そちらにはそちらで非常に期待しております。

うきはには少し弱い部分ではないかと思いますので、来ていただく方を十分に生かして、そしてその方が動くに支障のないような予算配分もしていただきて、来ていただいた方を十分活用といいますか、生かしていただいた対策を練っていただきたいというふうに思います。

2番目については、人事の面、しっかりと頑張っていただくということですので、プレミアム券についてお尋ねをしたいと思います。

非常に私、今、夢が壊れました。昨年5億円で、ことし幾らだろうって期待をしていました。3億5,000万円ということで、20%。確かに買われた人は非常にお得感があると思います。だけど、どれだけの方にこれが行くのか。この額が多ければ多いほど、多くの市民が手にされると思います。そういう面から言うと、恩恵がより広く市民に渡るためには、私は10億円とは言わないけれども、昨年の2,500万円から、今度は市の負担がないんだから、7億円だろうか8億円だろうかと夢を持ちました。それが、なぜ3億5,000万円なのか。その点を1点、お

尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今回のプレミアム商品券については、国の平成26年度の補正予算の中で、地域消費喚起・生活支援型をどう活用してやるか、つまり国の資金を10分の10生かしてどうやるかからスタートしました。

最初、我々が考えていたのは、プレミアム率15%で当初考えておりました。そうしますと、発行、商品券の販売総額、つまりプレミアムを除いた金額が6億円になると。そうすると、議員御指摘のように、ことし、去年度が5億円でありましたので、プラス1億円ということで、大体うまくいくのではないかと。つまり、プレミアムを、昨年が11%の5億円でありましたので、15%の6億円ということで、その線で進めていたんですが、急遽、近隣市町村のほうからプレミアムを20%にするという動きが出てきましたし、もともと、うきはの15%にほかの市町村も大体合わせていたんですが、20という話が出てきて、ばたばたと。やはり、どうしても近隣の市町村でプレミアム率が高くなれば、うきは市民が高いプレミアム率を求めて、そこで購入して、その地域で買い物をすると。結局、その分だけうきはの消費が減少するということで、非常に大きな問題だと、こういう認識をしたところであります。

お隣の日田市というか、大分県は多分、そういうことを事前からキャッチして、これは大分県庁がリードをとって、大分県下は一律20%ということで、最初からスタートしてましたので、それはそれで非常によかったですんじやないかと思うんですが、福岡県は、そういう県からの指導というのは一切なかったもので、各市町村が手探りの状態で、どうプレミアムをつけるか、国の補正予算10分の10の補正をどう生かしたプレミアムにするかということでかなり模索して、一番いいのはやはり15じゃないかと思っていたんですが、やっぱりそういう、1つの地域で20が出てしまうと、どうしてもこれが崩れてきて、こういうことになった次第であります。

そこで、昨年が5億円でことしが3億5,000万円ということであれば1億5,000万円発行額が減ること、そしてプレミアム率が11%から20%ですから、ほぼ倍になるということで、相当、プレミアム商品券の購入希望が殺到するのではないかと、このように思っております。それをどう、公平性を確保して、うきは市民全ての皆さんというか、もっと公平性に配慮した中の販売をどうするかというのは大きな課題だと、このように認識しておりますので、また商工会とも十二分にその点については協議をしながら進めていきたいと、このように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 3億5,000万円にした意味というのは、ある意味わかりました。ただ、非常に残念というか、もう少し、うきは市らしさがあつていいかな。よそでは、事業所が負担するのは余りないと聞いています。うきは市の場合は事業主が負担しますので、そ

いった意味では、全体でこのプレミアに対する考え方が、ただ、得をするということだけではなくて、考え方方が違うのではないかというふうに私は思っていました。

お互いが助け合う意味でこれがなされているというふうに感じていましたので、たくさん出せば、お年寄りでも、普通、余りわざわざ買いに行くということまでない人でも買っていただけるのではないか。今、1つの危惧として、15%にすると、うきは市からよその20%を買いに行くということをおっしゃいました。そこまで行く方は、大体若い人とか、そういう方じゃないかな。私は、うきは市はうきは市として、より多くの人に行き渡るということを考えた場合、やっぱり15%で額を大きくして、少しでも多くの人がそれの恩恵に預かっていただきたかったなという気がいたします。

つまり、全部ここに落ちるわけですから、6億円にすれば6億円が落ちるということだろうと思います。もちろん、20%を買いに行った方は、その20%分の、よそで買うことにはなりますけれども、だからといって、私は6億円でも、昨年の5億円から考えたら大丈夫じゃなかったのかなという気がしてなりません。

その点について、関係者といいますか、商工会、あるいは事業主さんとの話し合いはあったのでしょうか。もちろん、事業主さんは1%——1%じゃないですね、まあ1%か。それを出しますので、負担が嫌ということになるとそれは大きくはできませんが、そのあたりとの話し合いはあったのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど、お話をしますように、私どもが県に申請をしていたのは、プレミアム率15%で申請をしておりました。したがって、手続的にはそれで淡々と進む予定であったわけでありまして、福岡県からの情報じゃなくて、うちの職員が常にプレミアム商品券についてはいろいろとアンテナを張ってました。

このプレミアム率が、やはり、どう言うんですかね、率が変わってきて、一種の抜け駆けなんかが出てきたらば、かなり影響が大きくなるもので、うちの職員がずっと情報を、アンテナを高く張っていた中に、県が作業の最終段階の中で、ある市が20%という話が職員の情報に入りました。そこから急遽動いて、福岡県は何も指導しませんから、どうしなさいこうしなさい、一切しませんので。

私のほうから県のほうに問い合わせをした結果、そんな感じですと。もし変えるんだったら、もうきょうの夜の7時までとか、それまでしか、方針を出さないとだめですよというような話が転がってきて。私のところに来て、私に与えられた余裕時間はもう1時間もないような段階で、私が判断しました。

したがいまして、本来ならば十二分に、商工会と何度も何度も突き合わせをして、今、議員が

御指摘されるように、3億5,000万円がいいのか6億円がいいのか、プレミアム率が15%がいいのか20%がいいのか、本当にいろんな方面から協議をしなくちゃいけなかつたんですが、そういういとまがない中で、私のほうは商工会の会長とも電話でちょっと相談申し上げて、20%のほうに切りかえをさせていただきました。

確かに、議員のほうはそういうふうに、6億円のほうがいいのではないかというお話をあります、どうしても、近隣が20%で、うきはだけが15%ということになりますと、市民の方の納得が得られないのではないかと。もちろん、うきは市の商工会というか、事業者の方も不満が残ると思います。多分、特定じゃなくて、相当の数が外に流れていくことも想定されますので、これは事業者の不満も積もるのではないかと、そういう判断を私自身がさせていただいて20%に切りかえました。

ちょうど、そのときは、他の市町村の動きは確認する余裕もなかつたんですが、結果的にふたをあけてみれば、近隣市町村は全て20%であります。今の、例えば一番近い久留米市とか大牟田市とか、八女市、大川市、朝倉市、小郡市は全て20%でありますし、太宰府市、筑紫野市、春日市、大野城市、那賀川町、我々の商圈というか、そこは全て20%ですので、多分私と同一の判断を、各自治体の首長がなさつたのではないかと、このように思っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君）　高山議員。

○議員（14番　高山 敏枝君）　額については、いろいろ配慮の結果ということで納得をいたしました。ただ、後の問題は、やはり20%ということですので、相当の混乱が起きるということを覚悟していただきたいと思います。購買するに当たって、買う方たちに混乱が起きないように、そしてより広くの方に活用していただけるような、そのことをしっかりと今後、対策をしていただきたいと思います。

以上で、1点目については終わらせていただきます。

2点目の、学童期むし歯予防推進事業についてに移らせていただきますが、これ、12月に一般質問しようとしておりましたので、その時点では保健課において、そして実行するのが学校教育課だというふうに聞いておりましたので、答弁に市長を加えておりますが、確認しましたら、現在は全て学校教育課ということでございますので、市長の答弁については割愛させていただきたいと思います。

では、2点目について、虫歯予防について福岡県が3年間で計画するとして、全小学校においてこの虫歯予防事業を開始するとされております。既に26年度において、うきは市の関係者も集めて説明がなされていると思います。その後の動きについてお尋ねをいたします。

一説では、ことし4月、県会議員の選挙がございます。今、ちょっとそのことで停滞しているけれども、選挙後には急速にこれが動き出して、全小学校で実施に向かうのではないかという話

もお聞きしておりますので、説明会が終わった後のこの動きについて、1点目でお尋ねしたいと思います。

この予防方法の1つとして、学校でのフッ化物によるうがいを実施するというふうになっております。このフッ化物は、フッ素というのが食物の中にもいろんなものに含まれております。ただ、フッ化物ということになると、フッ素のこれも濃度によっては劇薬に指定されております。こういったことで、実際にこのうがいをする中で、長崎県でも事故が起きております。

そういうことがあったり、あるいは一斉に1分間ブクブクうがいというようなことで、学校でも、現場での先生方の対応が必ず必要になる。そして、飲まないようにというようなこと。そして、きちんと希釈されたものを使わなければいけないと。そういういろいろなことがありますので、学校での反対も強いと聞いております。

非常に忙しい中、こういう、いわば親がしつけるべき生活の基本まで学校がしなければならないのかという思いを、私はいたします。あくまで、歯磨きの代替指導ではないかと思います。確かにフッ素による効果は大きいとは言われています。しかし、それは本人が自分の体を自分で守るという、その自覚が起きて、その上でなされれば身につきますが、学校だからしなきゃならないということですることの意味がどれくらいあるのか。それよりも、混乱と困難と、それから弊害はどうなんだろうかということを考えます。

そういう中で、福岡県ではありませんけれども、既に他の議会の中では、うちでは、今、取り組みませんという議会での発言を教育長がなさったところもございます。そういったことで、うきは市においてはどう対処されるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 虫歯予防に対する3年計画についての御質問でございますが、学童期むし歯予防推進事業は、学校関係者や保護者に対し、歯磨き指導とあわせて、科学的根拠に基づく虫歯予防に関する正しい知識を普及啓発し、意識を高めることで、児童に対する適切な歯科保健指導を促進するという事業であります。

実施主体は福岡県であり、福岡県歯科医師会が事業を受託し、実施しています。

実施期間は、議員御指摘のように平成26年度から平成28年度であり、事業内容は、教育事務所単位の研修会の実施及び小学校ごとの保護者向け研修会の実施等となっています。なお、保護者向け研修会については、3年間で全ての小学校で開催することになっています。北筑後教育事務所では、平成26年8月25、26、27日に、校長及び歯科保健担当職員を対象に研修会が開催されています。うきは市からは8名が参加しています。

この件で、平成27年1月22日に、北筑後教育事務所管内教育長会議で、この事業について説明がなされました。各教育長より福岡県及び福岡県教育委員会の各学校、市町村教育委

員会への説明が不十分であるとの意見が出され、具体的に進展していないのが実情であります。

2点目のフッ化物うがいについての御質問ですが、この計画の今後の方向性として、県では普及事業の実施状況を踏まえ、学校、保護者、関係機関及び行政で合意が得られた場合は、モデル的に学校でのフッ化物うがいに取り組む予定であるということですので、合意が得られない場合は取り組まないことになります。

今後、県の動向を注視しながら対応を図ってまいりたいと考えています。

○議長（岩佐 達郎君）　高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君）　県のほうも対応不十分であるということ、そして、合意が必要であるということで、今のところ取り組まないという方向になっているというので、ひとつ安心いたしました。

先ほど申し上げましたように、これをするに当たってはいろんな意見がございます。2013年には、弁護士会からの中止の意見書も出されておりますし、その後、子供を守るいろんな団体からも中止を求める意見書が出ております。ただし、やっぱりフッ素は虫歯の予防になるということで、将来的には各自治体の歯医者さんに対する医療費の削減になるというのも現実ではあります。佐賀県でも、小学校では96%、宮崎県でも95%というような実施率になっています。

方向的にはそういうふうになるかとは思いますけれども、この虫歯がなぜそれだけ予防しなきやいけないのか、そういったことを、やっぱりしっかり子供が確認し、そして自分で自分を守ると、そのことに気がつかなければ、学校でする意味はないと思っております。

今度、そういった点を十分にしていただけるということだろうと思いますが——私は22年の12月だったと思いますが、学校でのお茶うがいを提案したことがございます。お茶の効用については、静岡県立大学の小國先生とか、あるいはいろんな大学の先生方も、関東農政局の方、あるいは関東のそういう大学の方、いろんな方がお茶の効用については既に述べておられます。

その中に、先ほど言いましたようにフッ素も含まれていますので、虫歯予防の効果があるというのもはつきり出ています。あるいはまた、がんの予防にもなる、風邪をひかない、ピロリ菌を殺す。いろんな薬効があるというふうに言われています。前回したときは、インフルエンザ対策としてお茶で予防を学校でしませんかということをお話しいたしました。

同じ意味で、お茶であるならば、飲もうが出そうが、全く体に影響はありません。フッ化物であると、ブクブクうがいをして誤って飲むと、すぐには全く関係ありませんけれども、フッ化物の残留といいますか、その効果は長く続くと言われています。そして、このフッ化物によるがんの発症とか、いろんなことも言われています。しかし、お茶に関しては、飲もうが出そ

うが、お茶自体の効用があるわけですので、私はせっかくこういう1分間ブクブクうがいというようなことをしなければならないのならば、お茶です。しかも、それは親の義務として、自分の子供を守るために、毎日水筒を持たせる。それにお茶を入れるということをして、親も自分の子供に責任を持つ。子供も自分の体に自分で気がついていく。そういう教育をすることのほうが先ではないかというふうに思います。

そこで、改めて提案をしたいのは、虫歯予防、あるいは風邪予防、いろいろなことでお茶を学校にそれぞれが持ってきて、そして自分の体を守る対策をしましようということを、ぜひ提案したいと思います。フッ化物、学校でうがいをしても——取り入れないということですが、そこら辺の認識がきちんとなれば、学校ででも学校の長期休み、夏休み、冬休み、春休み、その間はしないわけですから、本当に子供には根づきません。だけど、家でもお茶がある。学校に行くときはお茶を持っていく。お茶というものを、自分の健康を守るためにどう活用するのか、そのことも子供がきちんと認識すれば、私は、一生を通じて自分の健康を守る意識が出てくるということを思います。

さらに、お茶はうきは市の特産でございます。うきは市の特産のお茶の需要がふえれば、それだけ農産物販売、これも活性化すると思います。

そこで、虫歯予防対策として、ぜひ、学校におけるお茶うがい、これをしていただけないでしょうか。いかがでしょう、教育長にお尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 虫歯予防についてでございますが、県がこの事業を考えましたのは、国の法律を受けて、条例を受けて、そして対応を考えているわけでございます。現実的に、福岡県の中学校1年生が、永久歯の虫歯というのが——全国は1.1本なんですが、福岡県は1.37本ということで、虫歯率が高いという現状がございます。

うきは市内の小学校の実態から行きますと、現在、小学校10校のうち4校が、毎日歯磨きをいたしております。残りの学校につきましては、6月を中心に、学級活動の中で歯磨きの指導とかを適切に行っているところでございます。

お茶につきましては、少し考えさせていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 本来からいきますと、虫歯ということになると歯磨きの励行というのが一番ということは十分にわかります。夏場になると、ほとんどの子供たちが水筒を持ってきています。水筒を持っていくということについては習慣になってると思うんですが、ただ1つ問題は、夏場持っていくのはお茶が一番いいんですけども、スポーツドリンクといいますか、それを持ってくる子供が多いというのも聞いています。これも、実は糖分が入ってますので

虫歯になるんですね。

そういうこともありますので、できたら夏、水筒を持っていく時点からでもお茶ということで切りかえていただいて、徐々にお茶を学校に持つていって、いろんなときに、例えば食後でなくても構わない。外で遊んで部屋に入るときにうがいをするとか、そういった形からでも、お茶によるうがいという習慣、そういったものをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

学校現場との話も大切だらうと思う。実は、前回したときに、PTAの会長さん、PTA会会長さんにもお願ひに行って、取り組んでいただくということでしたんですが、12月でしたので、お願ひに行ったのが1月過ぎで、もう、すぐ役員交代ということで定着しないままでした。やはり、一番問題なのは、親御さんが毎日持たせるということで、PTAがその意向を理解していたかねばなりませんけれども、やはり学校現場でそれをある程度言つていただかないと、なかなかこれは定着しませんので、今後、十分御検討の上、うきは産のお茶の活用もあわせ、健康管理のために、ぜひ、子供たちにお茶を活用していただきたいというふうに思います。

十分考えるということでございましたので、ぜひそのことを最後にお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） これで、14番、高山敏枝議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終了しました。

○議長（岩佐 達郎君） ここで、暫時休憩とします。11時10分より再開します。その後、直ちに議案質疑を行います。

午前10時55分休憩

午前11時09分再開

○議長（岩佐 達郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第2. 議案質疑

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、議案質疑を行います。

議案第18号うきは市道路線の認定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 議案の朗読は省略しますので、8ページをお願いいたします。

2本の道路認定について提案をいたします。1本目ですけれども、認定、級、その他、路線番号、1990、路線名、大橋線。起点、吉井町字大橋400番7。終点、吉井町字大橋400番

3となっております。

場所的には、お手元に配付しております、うきは市道路線の認定資料の2ページ目の地図の参考をお願いいたします。うきは警察署前交差点から西側に、元浮羽東高校に通じる市道警察署・浮羽児童館高校線の途中から南側のほうに、久大線側に進入しました分譲住宅内の道路で、寄附によります市道認定路線でございます。

路線の概要としましては、延長95.8メートル、幅員5.5メートルとなっております。

認定路線の2本目ですけれども、認定、級、その他、路線番号、1991、路線名、城線。起点、浮羽町流川字城1501番17。終点、浮羽町流川字城1509番12となっております。

場所的には、認定資料の3ページ目に地図をつけております。浮羽町の小坂、稻荷神社の南側に新たに整備された路線でございます。平成24年の九州北部豪雨により、稻荷神社東側の土砂災害により市道小坂・稻荷線が寸断され、被災箇所の災害復旧を断念しまして、新たに樹園地内に整備された道路です。道路の概要としましては、延長364メートル、幅員4メートルから2.5メートルとなっております。

以上、認定方、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号うきは市子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 議案書の9ページをお開き願います。

議案第19号うきは市子ども・子育て支援事業計画の策定についてであります。うきは市子ども・子育て支援事業計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月5日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、うきは市子ども・子育て支援事業計画をごらんいただきたいと思います。

まず、目次のところをごらんください。第1章から第5章までの構成になっております。第1章は計画の概要、第2章は、うきは市の現状について述べております。第3章は子ども・子育て支援の基本的な考え方、第4章が事業計画、第5章が計画の推進体制という構成になっております。

まず、第1章については、第1に計画策定の背景と趣旨を、第2に計画の位置づけを、第3に計画期間として平成27年度から31年度までの5カ年を対象とすることを書いております。第4に、計画の策定体制を記載しております。

第2章については、主に国勢調査と住民基本台帳からわかる、人口・世帯等の動向について述

べたものとなっております。こちらのほうが7ページまで続いております。

8ページから16ページまでがニーズ調査結果の概要を記載したものとなっております。

17ページから28ページまでが、うきは市の子ども・子育てを取り巻く状況として、次世代育成支援後期行動計画の総括ということで整理をいたしております。基本目標が4つあります。それぞれの目標ごとにどのような事業を行ってきたかということを総括しているところになります。

続きまして、29ページから第3章ということになります。子ども・子育て支援の基本的な考え方ということで、まず1では基本理念を定めております。29ページでは、国が示す次世代育成支援対策推進法の基本理念を、それと子ども・子育て支援法の基本理念を紹介いたしております。

それを踏まえまして、30ページの上段ですが、本市において、「あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもが健やかに育つまち」を次世代育成支援後期行動計画の基本理念に掲げて、事業の推進を行ってきたところでございます。この基本理念については、今後も変わらないものであり、国の基本指針にも合致することから、子ども・子育て支援計画においても、この基本理念を引き継ぎたいと考えておるところでございます。

30ページの下段のほうになりますが、この基本理念を実現するため、6つの行動目標を定めています。こちらのほうは次世代の基本目標とは別に、改めて行動目標を1から6まで定めたところでございます。それぞれの行動目標に対する基本方針というものを、34ページのほうから紹介しております。

まず、31ページをお開き願います。

基本的な考え方の中で、家庭・地域・事業者・行政の役割ということで、それが目的を共有して、おのおの役割を果たすことが重要ですということを記載しております。

続きまして、32ページは重点施策ということで、こちらのほうは国で示している内容について記載しております。

34ページから、行動目標を達成するための取り組み方針ということで、行動目標の1つとして、家庭・地域における子育ての支援ということで、こちらのほうは4つの項目を設けています。この部分については、主に、うきは市において、福祉事務所の子育て支援係が担当している部分がほとんどの内容ということになっております。

36ページ、行動目標2といたしまして、妊産婦や子どもの健康の確保ということで、こちらのほうは2つの項目を設けてます。この部分については、主に保健課が担っている部分がほとんどの内容ということになっております。

37ページですが、行動目標3といたしまして、子どもが健やかに成長する教育環境の整備と

ということで3項目を設けています。この部分については、主に学校教育課が担っている部分がほとんどでございます。

38ページの行動目標4といたしまして、安全で安心な子育てのまちづくりということで3項目を設けております。また、行動目標5といたしまして、家庭と仕事の両立支援ということで、ここは1項目だけでまとめております。

39ページ、行動目標6として、援助を必要とする子どもや家庭への支援ということで3項目を設けておるところでございます。

41ページからが事業計画ということになってまいります。事業計画では、1に量の見込みの考え方ということで整理をさせていただいております。それから、43ページの上段まで続きます。量の見込みの考え方につきましては、まず、(1)人口推計をこのような方法で算出しましたということで紹介をいたしております。

42ページの(2)家庭類型ですが、ニーズ調査の結果から対象となる子どもの父母の有無と就労の状況から、家庭類型を、表にありますようにAからF、C'、E'を含め8種類に類型化しています。現在の家庭類型と今後の就労希望を反映させた、潜在的な家庭類型のものの割合を算出しております。その数値が42ページ下段のほうの表になっております。

43ページ(3)は、量の見込みの算出方法ということで、先ほど申し上げました人口推計に、ニーズ調査から算出した家庭類型割合、利用意向率のこれらを掛けて、量の見込み案を算出するような計算になっております。量の見込み案と、近年の事業の実績の数値を比較して、最終的な量の見込みを算出するということで、後で出てまいります、量の見込みについては算出しているところでございます。

44ページから、3の教育・保育提供体制の確保ということで50ページまで続きます。教育・保育施設の、幼稚園、保育所に関する内容になっております。44ページの(1)では、現在の状況について説明をいたしております。保育所については、統廃合の取り組みを進めていることを中心に記載しています。

46ページ(2)教育・保育施設の充実(需要量及び確保の方策)ということで、認定区分と利用施設ということで、教育・保育施設に関しては、1号認定、2号認定、3号認定というような区分がありますので、そのあたりの解説を中段から下段にかけて説明しているところでございます。

47ページから、それぞれの年度ごとの1号認定、2号認定、3号認定の量の見込みの確保方策を示した表になっております。49ページの③の確保方策の考え方については、1号認定及び2号認定者で、教育を希望する者の確保方策の考え方を述べております。また、2号認定者で保育を必要とする者の確保方策を、3号認定児童の受け入れに当たって、保育所統廃合と民営化推

進について述べております。

50ページの（3）教育・保育施設の一体的提供の推進については、認定こども園のことについてになります。幼稚園、保育所等、施設の意向に即して認定こども園の普及、促進を図りますということを記載しております。（4）の教育・保育の質の向上について、教育・保育施設から小学校へのスムーズな移行ができるよう、環境づくりに努めますということを記載しております。

（5）の産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保については、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に施設が利用できるような情報提供や、相談支援を行いますということを記載しております。

51ページから、地域子ども・子育て支援事業の充実ということで記載しております。支援新制度における子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、地域の実情に応じて、次の①から⑬の事業を実施するということで一覧表にしております。

52ページ以降は事業の概要、うきは市の現状、量の見込み、その確保方策、基本的な考え方をそれぞれ述べております。

66ページ、最後になりますが、計画の推進体制ということで、市民や関係機関との連携では、「うきは市子ども・子育て会議」の幅広い意見を聴取し、施策に反映させます。また、市民の多様なニーズの把握に努め、市内関係機関及び団体等と協働して改革を推進しますということを書いております。計画の推進・点検体制については、毎年度、うきは市子ども・子育て会議に計画の進捗状況を報告するとともに評価を行い、取り組み内容の改善を図ります。また、必要に応じて計画の見直しを行いますということを書かせていただいております。

あとは資料編といたしまして、うきは市子ども・子育て会議条例、うきは市子ども・子育て会議委員名簿、うきは市子ども・子育て支援事業計画策定経過の概要、子ども・子育て支援に関する主な事業の連絡先を載せているところでございます。

以上が、うきは市子ども・子育て支援事業計画についての概要説明とさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） すばらしい計画が立案されてありますけれども、二、三、お尋ねしたいと思います。

第2章で、人口・世帯等の動向が示されてありますが、ここに示されてある人口等については、いつの時点の資料かですね。例えば、平成17年としてありますが、平成17年4月1日の数字なのか、あるいは年度末の、18年の3月31日の数字を示しているのかどうか。

3ページ、人口・年齢別ということで出てあります。あるいは7ページのほうで、出生者数の推移というのが出でますが、これらについても、いつの時点を集計してあるのかどうか、お

願いしたいと思います。

それから、37ページですか、信頼される学校づくりということで行動目標3が出てありますけれども、問題は、いじめの解消とか、あるいは不登校児童・生徒への対応の充実ということが挙げられてありますけれども、これは今、非常に問題になってありますのは、佐世保で女子生徒が同級生を殺害するという事態が起こっております。

これについては、きのう、長崎県の教育委員会が校長と、あるいは担任について処分をやっているわけなんです。また、せんだって川崎で、上村遼太君というのが、ああいうことで殺害されましたがあれも学校には、いわゆる1月から登校していないということですから、学校の対応がまずいんじゃないかということで、今、いろいろ問題になってるわけなんです。

そういう場合の対処については、どうもうたわれてありませんが、学校づくりということだけでやってありますけれども、これについては、どのようにいじめの解消、あるいは不登校児童・生徒への対応を図ろうとしているのか、専門相談員を配置しますということではありますけれども、例えば26年度の予算を見ましても、いわゆる中学校の予算の中に浮羽地区学校警察連絡協議会というのがありますし、それに補助金まで出されてますが、こういうものとの連携はどうなってるのかということ。

以上について、回答をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） わかるところから答えさせていただきます。

一応、人口・世帯の動向ということで、この分は10月1日——5年に1回調査される国勢調査の関係で、こちらのほうの人口・世帯等、記載しております。

また、37ページのいじめの解消ということで、うちのほうは子育て支援係のほうに家庭相談員2名を配置いたしております。こちらのほうの家庭児童相談員の方が、学校のほうと連携いたしまして、要保護実務者会議のほうに出席いたしまして、そのようないじめ、不登校の関係のいろいろな会議をして、連携して、このような対策を行っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、基本的なことについて2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、この計画については、16人の委員の方が専門的な見地から審査が行われております。また、厚生文教常任委員会のほうで——付託されるだろうと思いますので、専門的な見地から検討されると思います。

1点は、まず、この計画書の信憑性と実効性についてお伺いしたいと思います。

と申しますのは、前回の議会で熊懐議員が障害児の保育所の取り扱いについての御質問がございました。私もその件についてちょっと気になりましたものですから、確認をさせていただきました。結果的には、ここに、事前の計画と、それからこの、うきは次世代育成支援後期計画書というのも、あわせて目を通させていただきました。障害者の関係については、うきは市の総合計画の中にも、このように重要な取り扱いの1つとして掲げてありますし、この次世代の後期計画の中にも、障害者に対する温かい支援充実についてうたわれております。今回も、当然ながらうたい込まれております。

そうしながら、実態としては、やはり今まで例がないということで、窓口の対応が、非常に冷たく対応なさっているというのが原因というふうに認識をいたしております。そういうことで、この計画が果たして——信憑のある、実効性のあるものであってほしいと思いますし、当然ながら。だから、計画が計画として、これも法定計画ですが、それを1つ危惧するところであります。

それからもう一つは、この次世代の環境に目を通しますと、一番身近な地域社会の中で子供が育つという、子ども会の活動というものがあるんですけれども、新しい計画には子ども会的なものは一切出てきません。この件については、前、男女共同参画の中で教育長のほうに質問させていただいて、子ども会のほうも少子化で——158区それぞれ機能しておったのが、なかなか子供さんがいない、少ないで、機能できる、成立する体制にありません。

これは教育長の答弁によりますと、今、検討しているという答弁でございましたが、なぜこういうところに、一番基礎的な、子供が育つ環境の子ども会というものが一切出てこなくなってしまっているのか。そういうことで、この信憑性なり計画性を、果たしてこれで、国のマニュアルどおりにつくられたものなのかなという気もしますので、そのあたりをぜひお伺いしたいのが1点。

あと、もう一つは、この次世代を引き継いだ、新しい、うきは市の子ども・子育て支援計画、これが新しい制度のもとで、うきは独自で何が、どの部分が変わったのか、この2点についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 多分、1点目の関係、障害児の内容ということで、32ページのところを言われてるんだろうと思っております。この障がい児施策の充実ということで、記載している対象者、現在、特に養育、教育を行う中で顕著な問題ということになっております。こういう関係で、ここに記載されております。

それで、今言わたったように、前回の一般質問でありましたように、特定される障害者の方の対応が冷たいということですが、やはり保育所全体としての考え方というのもあります。それ以外に、保育を実施している中で、それなりの対応をされる部分というのがあっておりまして、

こちらのほうといたしましても、即保育所入所で対応するということではなくて、今、保育所で行われている一時保育事業、また、そういうふうな触れ合い教育、そういうふうな対応の中で、受け入れ体制の環境整備ということをそれぞれ協議させていただいて、今後、27年度はそういうところで検討させていただきたいということで、うちのほうとしても対応いたしております。

そういう環境のもとに、この子ども・子育て会議、今後、毎年2回ぐらい開催されて、検証されていきますので、そういう中でもそういう議題として上げさせていただきたいというふうに思っております。

それと、地域社会、子ども会ということでございますが、37ページのほうに、子どもの生きる力の育成ということで、こちらのほうに子ども会活動の支援ということで、書かせていただいております。学年を超えた子供たちが各種行事に参加しながら、遊びや交流を楽しむ力等を育む子ども会活動の支援に努めますということで、こちらのほうでは記載をさせていただいているということでございます。

この2点のほうを答えさせていただいて、独自でできることについては、ちょっと後で回答させていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ちょっとおことわり、37ページに子ども会活動の支援、見落としておりましたので、この件については了解をいたしました。

1点目、お尋ねしたのは、今、これに基づいて新しく、新年度については対応していきますという障害者の関係ですね。やはり、こういう計画書の中に明確にうたっていることが、現実としてどうしてああいう行政の対応になるのかということを、きっちり、決意的なものをしていかないと、また同じ繰り返しになってしまって。

もう障害者の方々は、ちゃんと受け入れはなさっているということも聞いております。ただ、例がないからということの窓口対応のまずさがこういう問題を引き起こしますので、そういうことになると、幾らこれだけの計画をつくっても、実効性も何もないというものになりますから、その辺を今後の取り組みについての決意的なものを聞きたいというのが1番目の趣旨です。

もう一つは、教育長にいま一度聞いておきます。子ども会の件については、同じ文言でここに上がっております。でも、実態は、私が申し上げたとおりです。ほとんど子ども会が機能する、各行政区の状況にないと思いますので、いま一度、この取り組みについて御見解をお伺いいたしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 生涯学習課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 御質問の、子ども会の関係でございます。

この件については大きな問題だと考えております。社会教育委員会におきまして、この問題で答申が出ております。答申といたしましては、自治組織と連携して、この問題の改善を図るという答申が出ております。

先日の自治協議会の会長会議の中でも、本年度、来年度に向けて、自治協議会と研修会を行なながら、この問題の解消を図っていきたいというお話を会長会議、事務局長会議でさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 先ほど江藤議員のほうから質問があつておりました、独自にできることは何かということの関係で、地域の実情を分析いたしまして計画書を作成したもので、そういう意味で、うきは市独自の計画であるというふうなことになっております。

以上、そういう意味で答えさせていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） あと、実効性のある計画かというあたりは。（発言する者あり）

あと、次世代育成との関係はいいと、後で。今の、実効性の問題。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 実効性の問題ですね。あと、委員会の中、その分、ちょっと内部で検討して答えさせていただきたいと思います。委員会の中で回答させていただきまして、そして委員長報告の中でお願いしたいというふうに思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今回のうきは市子ども・子育て支援事業計画は、御案内のように平成24年8月に成立した子ども・子育て3法に基づくものであります。これは地方創生にも相通ずるものでありますし、極めて重要な計画になると、このように認識しております。この計画が絵に描いたもちにならないように、しっかりと取り組みを図っていくべく、職員のことを指導してまいりたいと思ってます。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 事務所長が最後に答弁いただいた、後でということで、これは独自のものでございますとすれば、当然そうだと思ひます。ただ、内容的に新しい制度のもとで、うきはとして取り組む、次世代からと違った施策が何なのかというのをお尋ねしたのであります、これは独自のものであるということは当然ながらわかつております。お答えいただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） この事業計画のほうは、今までの次世代育成のほうは目標を定

めて、実際の行動計画ということでは定めておりませんでした。今回、そういうふうな取り組み方針、行動目標をこちらのほうに定めてるというのが、この計画が次世代育成支援事業と変わっているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） じゃあ次、8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 20ページですかね、子どもの人権というのが⑥で書いてある中に、上半分に不登校の件が、先ほど三園議員のほうからも質問があつたかと思いますけれども、不登校の件でちょっとお聞きしたいんですけれども。

中学校なんですけれども、どうも、先日、父兄というよりも、ばあちゃんのほうからちょっと相談がありました、非常に深刻な相談を受けました。かなりだったんですが、スクールカウンセラーにも、それから社協に1人おられるんですね、相談員が。この方にも相談に行ったと。何ら動いてくれないということで、やむを得ずというか、ということで私のほうに相談があつたんですけど。聞くところによりますと、吉井中学校で今、43名いると、不登校がですね。それを把握されてるのかどうかというのが1つですね。

それと、その対策をどうやってるのか、先生たちが動いてるのか。

僕は、その父兄の方に申し上げたのは、不登校の原因は学校だけじゃないよということで、家庭が半分あるから、学校に責任を課したらいかんということをかなり申し上げたんですね。いろいろそういうことで話をしながら言ったんですが、やはり両方、家庭と父兄と、それから学校と一緒にならないと、どうも防げないような要因なんですね。

今は寒いから、ちょっと布団の中とかこたつの中でパソコンやらゲームをしてると。お父さんとお母さんは勤めに行っておらないと、すぐにですね。それで、ばあちゃんだけが留守して、あんた行かにやと言うけど、友達も行つとらんもんと、連絡を取り合いながら行ってないらしいんですね。だから、ずっと日増しに不登校がふえて、不登校がもう普通になってきていると。それを不登校と言わないようになってるような、生徒の中ではなってるということで、もうどうもこうもならんと、現状はすごいんですよということなんですね。

だから、その辺が本当にそうなのかというのは、僕も学校に行って確認もしないしわからないんですが、誰がどういうふうにするかというのはちょっと疑問なんですが、今後どういうふうに対応するのか、それと、現状を把握されているのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） その件につきましては、多分、同じ方だと思いますが、教育委員会、学校教育課のほうにも電話がありました。今、吉井中で43名が不登校ということでございますが、一応、学校のほうから毎月報告をしてもらってますけど、うきは市で、中学校の不登校が40名で、復帰した方が4名ということで、大体、うきは市全体の数字だろうと思います。

この件につきましては、私のほうも電話で応対をいたしまして、まず、うきは市が設置しておりますキー・ノート、不登校を学校に戻すところ。それと、社会福祉協議会のほうの、不登校、引きこもり対応の施設がございますよと。それで、まず、キー・ノートにつきましては、学校のほうの承諾を得れば出席日数に入りますので、まず学校のほうに御相談されたほうが一番いいと思いますということで、お話をしたところです。また、教育長のほうからも報告いたしまして、吉井中学校のほうに、その旨把握してあるかということの確認と、それと、どういう対応をしてあるかということ。それと、家庭訪問を必ず実施するようにということで指導しているところでございます。

不登校につきましては、もうデータでわかる、出しておりますので、わかると思いますけども、ふえているのが実情でございます。この辺についても、中学校におきましては不登校対応の支援員を浮羽中学校と吉井中学校に1名ずつ配置をいたしておりますけども、また、今後の対策が必要であるということも、先日行いました、いじめ防止対策の連絡協議会の中でも意見が出されたところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 対応で、先生たちが家庭に行っていろいろカウンセラーをやってあると思うんですけど、僕もちょっとその方の家族の家に夜行って、父兄の方と、それからおばあちゃんたちと息子、子供さんとも話したんですけど、なかなか親子の関係、それから家庭環境を見たら、学校よりも家庭にあるというように僕は判断したから、家庭から、まずどうかしなさいよというようなことから、かなり説教じみたことを、申しわけなかったんですけど、踏み込んだことをやったんですね。

でも、1軒ずつそれをやることもできないのと、それと不登校というのが何日行かなければ不登校になるかなんですね。1週間以上連續なのか、3日ごとになったのが不登校かという、不登校の規則というんですか、規定というんですが、それがわからないですよね。1日行かないのも不登校なのか、1ヶ月、3ヶ月行かないのも、連續なのか、例えば病欠に付随して、そのまま連續して行かないとか、ちょっとその辺もよくわからないものですから、勉強させていただいて、またやろうと思ってるんですけど。

今、課長がおっしゃったように、ぜひ対応して、家庭に原因がよくあるんじゃないかなという気がしますから、その辺も踏み込んで、なかなかカウンセラーの方もお忙しくて行かれんかもしれませんけど、1人ずつ減らしていただいて、この実績も、目標がゼロに26年度なってますけど、実績、25年度で5.6%という、かなりの数字のパーセントになってますよね。何か、やっぱりゼロにできるだけ近づくように努力してやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員御指摘の不登校につきましては、私も非常に重大な問題であると把握しております。また、お話の中にもありましたように、家庭の状況というのが非常に多様でございまして、学校は正直、苦しんでるところもございます。誠実に対応してまいりたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） 不登校の定義は、年間30日以上、学校に来ない方が不登校です。うきは市では、小・中学校一緒ですけれども、3日間連続して学校に来ていない方については、全部、名簿を出しなさいということで、その子の——先ほど申しました、四十数名の中に入ってない方も、学年、氏名については把握をしているところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 私も今、不登校の問題をお尋ねしようと思いましたが、藤田議員から大まかについては質問があり、その答えもありました。

この不登校の問題は、非常に微妙な問題をはらんでおると思うんですね。家庭の問題とか、学校の問題、友達間の交友関係。ただ、個人情報保護の問題もまたそこにかぶってきますので、現場としては非常に対応が難しい問題であろうとは思いますけれども、何はともあれ、この問題はやはり原因の分析、そしてそれによる対策というのが、当然、必要なことになってくるんだろうと思いますので、現場としては非常に大変なことですけれども、ぜひ頑張ってほしいと思います。

もう一点ですね、学童保育の問題についてお尋ねしたいと思います。ここに書いてありますように、27年度には妹川学童保育も開設予定、それから福富は、もう改修をすると。それから、朝田保育所についても、保育所の統合が終わればそこがあくわけですから、御幸の学童保育となるんだろうと思いますけれども、そういうふうに予定されておりますが。

子供の数は、平成27年度から平成31年度になると17名ほど減る予測になっております。しかし、学童保育所はふえていくということで、非常にここの財政の問題もまた、かなり厳しい問題が出てくるのかなと思いますけれども、消費税の増税分で、国の負担で賄うと書いてありますけど、消費税増税は1年半先延ばしされましたので、果たしてこれが、本当に国から見込みどおりの支援が、財政的支援があるのかなという心配もありますし、結果的に市の負担がふえるだけで終わるんじゃないかなという懸念もあります。

それと、いわゆる、ふえることによる市の財政負担の問題。それから、2点目は、アンケート調査によると、保護者の方は現在の学童保育に70%超、満足してあるようですね。自分の子供

を預けることについては。ただ、今度は現場の指導員さんの声を聞きますと、いろんな指導員の方の不満もある。結果的には、保護者の満足イコール、その分が指導員の負担になってるのかなという思いがあります。

そこでお聞きしたいのは、今後 1 カ所にうきは市の学童保育所がふえるんだろうと思ひますので、一律、指導員を市で雇うということは一氣にはできないかもしませんけれども、これは厚生文教常任委員会の所管の調査もやったわけですけれども、せめてやっぱり指導員さんたちの横の連絡網ですね、連絡協議会的なものを市主導で立ち上げてもらうことはできないのか。

そして、現場の声を、市の係というか、市ほうに吸い上げてもらう、そういう1つのシステムぐらいはせめてつくってほしいなと思いますが、いわゆる、今、1点目の今後の財政負担の問題。それから、せめて連絡協議会的なものでもつくる予定はないかと、この2点を学童保育についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。あとはもう——1回でよろしゅうござります。あとは所管ですので、また委員会でお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 今、財政の問題でございますが、学童保育所のほうの補助金として、県の補助金が上がっておりまます。定員数に応じて、また、障害者の人数に応じて加配ということで流れてきております。こういうことを利用して、市ほうとしてはその補助金を利用して、それぞれの学童保育所の保護者会のほうに委託料として支払っております。

将来的に国の財政がどうなってくるのかというのが、今、国ほうそのものちょっとあやふやな状況でございます。消費税の関係でいろいろぶれているところがありますので、そういうふうな国の動向を見ながら、そちらのほうの財政的負担の関係で判断していきたいと思います。

それと、指導員さんの横の連絡と、今、実際、市ほうの指導ということで、いろいろな問題等抱えてらっしゃいますから、そういうふうな話し合いの場を年一、二回設けております。そういう関係で、今後の課題ということになってきますけれども、そういうふうなことも、じゃあ市ほうの主導でそういう場を設けてそれで終わりなのかということもありますから、今後、それぞれの学童保育所の保護者会、また代表者の方と協議して、これからの方針性というのを見つけていきたいというふうに思っております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 先ほど質問をやりましたけれども、人口については国勢調査を基本にしているというだけの回答しかございませんでした。もちろん、国勢調査というのは5年に1回ですから、3ページに書いてありますように、国勢調査は17年、22年、今度27年に国勢調査が実施されますけれども、普通、国勢調査の人口というのは、住民基本台帳よりも少なくなるんじゃないでしょうか。これが1点ですね。

それから私は、次のページの、7ページもお尋ねしたんですけれども、17年、22年は国勢調査の人口が挙げられますけれども、じやあ18、19、20、21、これらはどこの数字を書いてるのかということが1点ですよ。

それからもう一つは、子ども・子育て支援事業計画ということでございますが、子供の意義ですね。この子供というのは何歳までを含んでるかどうかということなんですよ。これは、住民人口では幼年人口ということで15歳未満、それから生産人口ということで15歳以上ということ。また、65歳以上は老齢人口ということで区分してありますが、この子供というのはどのような定義がなされているかどうか。

先ほど、いじめの問題、質問をやりましたけど、全く回答はございませんでしたが、この31ページに、いわゆる役割が示されてありますけれども、学校の役割というのは全く挙がっていないわけなんですよ。本当は1日24時間ありますけれども、小学校から中学校までは、その3分の1は学校生活をやってるわけですよ。したがって、非常に学校の役割も大きいということになりますけど、学校の役割というのは全く入ってないわけ。内容を見てみると、大体、就学前のことについての計画が主のようございます。

先ほど不登校の問題、藤田議員から質問が出ましたけれども、40名という不登校があるということありますけれども、浮羽地区警察連絡協議会というのが設けられてありますが、これは実際、稼働してるのかどうかということですね。今度の川崎の事件はそうなんですよ。学校の担任は7回ほど電話連絡をとったということですけど、全く会ってないわけでしょう。したがって、SOSは発せられてるのに全く大人が気づいてなかつたというのが、今度の川崎の殺人事件の大きなポイントになってるわけですよ。

だからむしろ、いわゆる警察、それと学校連絡協議会というのが必ずあるんだから、それをなぜとらなかつたかというのも報道で示されてありますけれども、全く37ページでそういうことには触れられてないわけなんですよ。むしろ、学校の役割が全く入ってないが、何でこういうのが、この子育て支援の中に学校の役割というのが全く無視されてるようなことになってありますから、子供の定義からまずお願ひしたいと思うわけです。

以上、回答をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） わかる範囲で答えさせていただきます。

一応、この事業計画書の中での子供の定義というのが、この計画書の事業対象者は小学生までというふうにしております。そういうことで、この計画書では小学生までが対象者ということになります。

それと、7ページのほうの出生者数の推移ということでございます。この分は、下のほうに書

いてありますように、人口動態総覧、福岡県のこの分を参考にいたしております。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 大体、この事業計画のほうは、小学生までを対象ということで、こちらのほうは保育所、幼稚園、それと子育ての環境整備ということで、そういうふうなことを対象にしております。

それと小学生のほうは学童保育関係、こういうのを対象にこの分を想定してるだろうというふうに思っております。

そういう関係で、今、議員御指摘の学校の役割というのがどうなのかというのは、ちょっと今のところお答えできないような状況でございますので、その点、また委員会の中でお答えさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） ないようでしたら、これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。1時30分より再開します。

午後0時07分休憩

午後1時29分再開

○議長（岩佐 達郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ここで、福祉事務所長より発言の申し出があつております。これを許可します。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 午前中の三園議員さんの質問の中で、学校の役割の定義がされてないがということの御質問があつてありました。それで、31ページのほうをお開きいただきたいと思います。子ども・子育て支援事業計画の31ページの下段のほうで、行政の役割、この中に教育というのが入っております。

それで、関係部局と連携に努めるということで、この中で教育というのが入ってますし、37ページのほう、行動目標3のほうで、その1のほうに、上段のほうに信頼される学校づくりというのをここに規定しております。こういう形で、学校の役割というのが記載させていただいているというようなところになりますので、よろしくお願ひします。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、次に、議案第22号うきは市ゆうゆうセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 議案書の14ページをお開き願います。

議案第22号うきは市ゆうゆうセンターの指定管理者の指定についてであります。

下記のとおり地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月5日提出。うきは市長高木典雄記。

- 1、指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市ゆうゆうセンター。
- 2、指定管理者に指定する者、東京都北区王子3丁目19番7号株式会社サンアメニティ。
- 3、指定する期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日までです。

指定管理者として選定した理由として、今回のゆうゆうセンターの指定管理ですが、これにつきましては、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第22条により公募いたしまして、当条例施行規則第2条により、同センターの有効利用と活性化を図る、民間のアイデアを募るため、ホームページ上で全国より募集を行ったところでございます。

最終的に申し込みがされましたのが、現在の指定管理者を含め3社でありました。第1回の選定委員会において、応募者が3社しかありませんでしたので、書類審査を行い、全社、次のステップのプレゼンテーションへ進むことで意見が一致いたしました。プレゼンテーションを兼ねた第2回選定委員会において、今回提案しています指定管理者が全員一致で最高点となり、委員会として同指定管理者を特定するということで決定いたしております。

このようなことで、今回、提案しています株式会社サンアメニティを指定管理者として議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） お願い드립니다。

この議案からあと3つの議案に関しては指定管理の指定になっております。前回もそうでしたけど、多分これは付託議案だらうと思います。この選定に関する基礎資料、それから指定管理料の積算資料を、委員会開会前までに配付をいただきたいと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） わかりました。配付をさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号うきは市デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 議案書の15ページをお開き願います。

議案第23号うきは市デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。

下記のとおり地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月5日提出。うきは市長高木典雄記。

1、指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市デイサービスセンター。

2、指定管理者に指定する者、うきは市吉井町347番地1、社会福祉法人うきは市社会福祉協議会。

3、指定する期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日までです。

公募によらない理由といたしまして、当施設は市内に居住する在宅の要援護老人に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、当該要援護老人の自立生活、情緒、社会的孤立感の解消、心身機能の維持と向上を図るとともに、その家族の精神的、身体的負担の軽減を図り、もって要援護老人の福祉を増進させることを目的といたしております。

この施設は、現在も隣接して建てられている、うきは市社会福祉協議会が有している建物と一緒に、介護保険事業の介護予防通所事業、通所介護、介護予防、認知症対応型通所介護、さらには受託事業である生きがい活動支援通所事業等を社会福祉協議会が平成24年4月から平成27年3月まで指定管理を受けて行っております。このことから、建物の管理を含め、引き続きうきは市社会福祉協議会を指定管理者とすることが最も合理的であると思っております。

以上のことから、社会福祉法人うきは市社会福祉協議会を指定管理者として議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定についてを議題とします。説明を求めます。企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 議案第24号でございます。うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定についてでございます。

下記のとおり地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市総合交流ターミナル——道の駅のことでございます。

指定管理者に指定する者、うきは市浮羽町山北729番地2、うきはの里株式会社。

指定する期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。

この件は、道の駅うきはの指定管理に関するものでございます。なお、指定管理料につきましては、御存じのとおり——現在もそうですが、支払っておらず、今後も支払う予定はございません。ですので、先ほど議員のほうから御要望がありました、指定管理料の積算根拠資料、これはございませんので御理解いただきたいと思います。

また、この案件につきましては、先ほどのうきは市公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例、こちらの第2条ではなく第5条で、公募をせずに指定しているものでございます。公設民営で、第三セクターによる経営とさせていただいております。また、9月の議会で御報告しましたとおり、経営状況につきましても良好でございますので、引き続きこの社に指定をしたいと考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案書27ページからです。朗読は省略しますので、議案書28ページをお開きください。

行政組織条例の一部改正についてでございますが、28ページから31ページにかけて、改正条例の内容を記載していますが、お配りしております新旧対照表により、御説明をさせていただきます。対照表の11ページを参照願います。うきは市行政組織条例新旧対照表でございます。11ページでございます。

第1条の表中、財政課、企画課（企業誘致推進室）、農林・商工観光課（農商工観光連携推進室）、災害対策推進室を削り、新たに市民協働推進課、企画財政課（公共経営戦略室）、農林振興課、うきはブランド推進課（山村振興推進室）、水資源対策室を設置するものです。また、男女共同参画推進室及び人権・同和対策室につきまして、現在の業務内容等を踏まえて、教育委員会より市長部局に、2つの室として移しかえを行っているものです。

第2条の事務分掌ですが、12ページに記載しておりますように、具体的には総務課は消防防災に関すること及び自動車学校に関する削り、情報の処理及び推進に関する加えております。また、新たに市民協働推進課を設置し、地域コミュニティの支援に関すること及び消防防災に関する所管し、その下の男女共同参画推進室については教育委員会より移管をし

ておるところでございます。

同じく 12 ページですが、企画財政課（公共経営戦略室）を設置し、企画に関する事から自動車学校に関する事までを所管することとしております。

13 ページですが、人権・同和対策室を市長部局に移管をしております。所管業務はそこに記載しておるとおりでございます。

浮羽市民課につきましては、農林・商工観光課の業務に関する事を削除し、新たに農林振興課の業務に関する事及び市民協働推進課の業務に関する事を追加しております。

続いて、13 から 14 にかけてです。農林・商工観光課（農商工観光連携推進室）を削り、新たに農林振興課を設置し、農地に関する事から農林土木に関する事までを所管することとしております。また、災害対策推進室を削り、住環境建設課に土木災害復旧に関する事を追加しております。

次に、新たにうきはブランド推進課（山村振興推進室）を設置し、うきはブランド形成に関する事、山村振興に関する事、観光振興に関する事、商工業に関する事、農商工観光連携に関する事、企業誘致に関する事を所管することとしております。

これも新設となります、水資源対策室を設置して、地下水の保全に関する事、飲料水簡易給水に関する事、上水道計画及び推進に関する事を所管することとしております。

以上のことより、市長公室が所掌しておりました、うきはブランド形成に関する事、地域コミュニティの支援に関する事を削除させていただいております。

なお、この条例改正の基本的な考えにつきましては、全員協議会におきまして市長より直接御説明をさせていただいたとおりです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番、藤田議員。

○議員（8 番 藤田 光彦君） 組織の条例改正ですが、今まで重複しどった業務をきちんと整理されて、部門の明確な責任体制をされたと思って、この組織改正に対して評価をするものでございます。

それで、特に民間企業では総合経営企画室に当たるようなところを、今回、財政と企画課と一緒にして公共の経営戦略室を設けられたということは、将来のうきは市を見据えた戦略が十分予測でき、検討できるポジションができたかなということで非常に期待するところでございます。それで、あとは新組織ができたわけで、できる計画でございますが、非常に今年度、3 月で課長クラスの方が多数おやめになるということで苦慮されてるかと思いますけれども、新ポジションに適材適所の人選にぜひ尽力されながら、いろんな見地からやっていただきたいなというお願い

があります。

それで、そういうことを話しましたが、1つだけちょっとお聞きしたいのは、今まで食育推進というのがありましたよね。保健課から農林とか、そもそも、いろんなところで5つぐらいでやってたかと思いますけど、それを今回は保健課の食育健康対策係に全てを集約して、一極集中で管理するというふうに受けとめてるんですが、それでよろしいんでしょうか。ちょっと、確認の意味で。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今の、食育の事業に関する御質問ですけども、昨年から食育プロジェクトチームということで、各課横断的に対応を図ってきたところでございます。それで、新たな体制の中での現在の方針ですけども、基本的にこれまでのプロジェクトチーム体制を維持して、そして食育の係が中心にはなりながら、横連携を図りながら事業を実施していくという形で対応したいと思います。

ただ、しばしば指摘いただいてますけども、事業のやり方の連携あるいは精査ということが市長ということがございますので、その点に関しましては27年度予算の中で、これまでの経緯を踏まえて反映させていただいたところもございますし、引き続き、27年度事業の推進の中で、効果的な、実効的な事業の推進体制を模索しながら、よりいい方向で食育の事業にかかる対応を図りたいというふうに考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 今、副市長のほうから答弁がありましたけど、食育が多方面、市民課とか学校教育とか、そもそもになってるところで同じことをあちこちやっているということで何回か提案させていただいたと思いますけど、今回、今おっしゃったように、できるだけ窓口を1つにして集約して、プロジェクトチームということで今までやってて、横のつながりをやってるということはお聞きしてましたけれども、なかなか窓口がきちっとしてない、それから責任体制がきちっとしてないというところに弊害があったかなという気がしますから、できるだけスリム化して、同じところで食育はやるんだよという。

この体制の中からすれば仕事内容というんですかね、両括弧書きで書いている中には、食育推進のほうは保健課だけになってるもんですから、できればそこに集約するような方向に徐々にしていくってやるのが、一番、責任の明確というんですかね、そういうふうになるんじゃないかなということがありますので、また組織をして、人材をして、それから徐々にまたきちんと進めいくのがいいのかなという気がしますから、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 深陽君） 行政組織条例改正参考資料ですね、これ。

これの中に、市長公室、うきはブランド推進係、企画課の中に企業立地係、災害対策推進室の中に災害復興復旧支援係、農林・商工観光課の中に山村振興係、農商工観光連携係ということで、今度、うきはブランド推進課ということで、そこの中にはブランド戦略係、地域振興係、商工振興係、企業立地係ということに集約されておりますが、このたびうきはブランドの中に、観光振興に関することということをうたわれておるわけでございますが、なぜ、観光振興係がないのかが1点目でございます。

2点目、地域振興係に含まれているかいないか。

3点目、常に市長は観光という言葉をよく使われているのに、先日も観光は総合産業であると言わたされたのにかかわらず、観光係の活字が記載されていないのはなぜか。

以上3点について伺いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今の、観光関係の御質問ですけども、基本的に観光関係、ブランド推進課の中で観光振興に関することということで入れさせていただいてますけども、全般的な観光施策に関しましては、ブランド戦略課の中で対応を図っていくという形になります。

そして、質問にありましたが、地域振興の中で観光が含まれるのかといいますと、やはり当然、観光にかかわる事業も含まれてまいります。そして最後の、市長の言葉の中で総合産業というようなことで言われている点につきましてですけども、基本的に観光は、議員御指摘のとおり総合産業的な部分がございます。

したがって、いわゆるブランド推進課というもの全体で、やはり対応するということにもなりますし、あとは、特に連携を深めるというような中では、新しく組織します農林振興課、こことも連携を図りながら、全般的に観光は総合産業ということもございますので、横連携を図りながら展開していくということでありまして、そして、総合的に観光を考えたいというようなことで、今、27年度以降、対応を図りたいというふうに考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 深陽君） 先ほど、ブランド推進課に何でも含まれてるということでございますけど、まだまだ田舎ではブランドというのはなじまんだろうと思うわけでございます。観光というほうがまだまだ田舎には通用すると思いますけど、その点は十分に考慮していただきたいと思うわけでございますが、いかがですか。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 先ほども申しましたけど、観光全般ということに関しましては、先ほど私、ブランド戦略課というように発言したかと思いますけども、ブランド戦略係のほうで対応

するということで考えております。

この考え方につきましては、皆様方にも御案内のとおり、去年、観光協会を市のほうに一旦引き取るような形の対応をさせていただいておりますし、ことしの1月には、温泉旅館組合の事務所を市のほうに一旦移していただくという形で、うきは市のこれから新たな観光の展開に向けて1つ前進させるために、今、体制を整えているということがございます。

したがって、これから新たな観光、よくツーリズムというような言葉を使ったりするんですけども、片仮名であれば余計わかりにくいこともありますので、新たな観光の展開に向かって1つのステップということで、ブランド戦略係の中で今後のうきはの観光振興、つまり、最終的にはうきはのブランド化に結びついていくと、こういうものを考慮しながら施策の展開を打っていくということになりますが、ある程度うきはの観光のイメージ、新たなうきはのブランドというものが見えた時点で、また新たな組織の名称としての観光ということも検討していくことになろうかというふうに考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 深陽君） ぜひ、観光振興係ということを活字として載せてもらいたいわけでございます。よろしくお願いしたいと思います。終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 要望でいいですか。

○議員（5番 佐藤 深陽君） はい。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 水資源対策室、これも若干説明があつて理解はしているんですけども、この中で地下水の保全のための調査をするということで伺っておりますけれども、これは熊本市みたいに、地下水の流れとか、どのくらい水量があるのか、熊本市みたいな調査をされるのかどうかですね。何か、顔を合わせんけん、話しくいはってんが、その辺、具体的にどういったことをされるのか、もう一度お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 昨年の9月議会で、うきは市の地下水保全条例が制定されました。あのとき、議会のほうからもっと強く規制すべきだということで、我々執行部提案よりもかなり強い条例に落ちついたわけであります。その際の審議のときも申し上げましたように、熊本市は四十数名の職員体制で、三十何年かけて地下の調査をしています。うきは市はそれだけの人員がいませんので、とてもそこまではいけないんですけども、ただ、あの条例をきちんと施行するためには、適切に施行するためには、地域地域に地下水がどういう状態で分布しているのか、しっかりと把握しないと、そこに規制というか、こういう水量ではダメですよとか、こうしなさいと、そういうことが言えません。そこを少しでも言えるように、限られた資源、人、財政を駆使しな

がら、うきはの地下水の状態について調査をしていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） それはわかるんですけれども、上水道事業をこれから進めていくということにしておりますよね。今現在ですら、アンケート調査をしてみないとわかりませんけれども、多くの方が上水道には接続しないという状況の中で、地下水のそいつた調査をすれば、いよいよ上水道事業に接続する人が少なくなるんじやなかろうかという、そういう心配もしているわけでございます。その辺の整合性ですね。

それと、できれば、世界は人口がふえてきております。中国あたりは硬水なんですね。で、やっぱり日本の飲料水を求めております。その中で、うきは市は水資源には恵まれていると。であれば、僕は日田市の天領水みたいな会社、そいつた事業者にぜひ進出していただいて、どんどんこの水を売っていくと。そういう事業者が来るのがいいのかなという気もいたしております。そういう事業者を呼ぶのであれば、そういう検査は当然、必要になってくると思いますけれども、ただ、その地下水の調査をして、上水道に接続をしないと、その辺の整合性はどんなふうに考えてあるか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの、上水道との関連性について御質問をいただきました。

そういう視点で捉えられるのかなという思いもありますし、また、結果次第では全く逆で、上水道の必要性がさらに深まるという結果にもなりかねないかもしれません。なぜならば、我々が今、先人から上水道計画を進めて今日まで来ているわけなんですが、それは将来を思って井戸水が枯渇しないか、あるいは一旦地下水が汚染された場合には、もう取り返しがつかないということで上水道の必要性を訴えてまいりました。

そういうところについては、しっかりした科学的な根拠というか、どこまでやれるかわかりませんが、少なくとも限られた資源の中できちんとした、我々も判断ができるような、そういうデータもとつてきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 11番、櫛川議員。3回目。

○議員（11番 櫛川 正男君） そしたらその、今、計画でやっていくということでございますけれども、大体、この地下水の調査に何年ぐらいかけようと思っておるのか。その辺。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 全ての調査が終わるのが何年という見通しは、今、持っております。

まず、我々としては限られた資源をどう生かすかの中で、今までいろいろ、地下ボーリングをやられてる市内の企業の方もいらっしゃいますので、そういう、うきはの地下水に詳しい専門家の皆さんとのいろんな意見の聞き取りをするとか、そんな形で徐々に、この調査の深度を深めていき

たいと、このように考えてますので、非常に申しわけないんですが、今時点でスケジュール管理まで立ててないということは御理解をいただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにはありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、基本的に、この機構改革には評価をしたいと思います。

1点目が、29ページの一番上の（1）地域コミュニティの支援に関する事。現在は、昨年の地域コミュニティの——昨年度スタート、コミュニティのほうをいたしましたから当然だと思っておりますが、現在のコミュニティ推進室ですね、かわせみホールの一角にあります。前回も市長公室長のほうにお尋ねしたと思います。推進本部に、生涯学習の仕事が部分部分で——コミュニティ支援係に以前の、公民館業務にひついたような感じで推移してきてましたので、今回、これが市民協働推進課ということになると、その辺がすっきり整理されるのかどうかを1点お尋ねしたいと思います。

そして今、コミュニティのほうでやっている附属的な業務が、全て生涯学習課のほうに帰属するのかどうか、その辺を1点は明確にお尋ねします。

それと2点目は、その下の消防防災に関する事です。私としては、24年の災害を踏まえて、あらゆる教訓の中から地域防災計画の策定、その他関係する防災機関等々との協定、ほぼ整備が終わってるというふうに私も認識をします。地域防災計画も隅々まで見させていただいて、私なりにいろんな提言を申し上げて、現在の計画書が策定されたというふうに思っております。

そこで、やはり教訓を考えるときに、私、専従化を一般質問でお願いをしました。市民協働推進課ということに、ある程度整備されてるという意向だと思うんですけども、どういう体制で臨まれるのか、やはり今後、災害というのが全国各地、局地的な豪雨を初めとして全国に広がっています。なおかつ、前回も申し上げましたとおり、東シナ海の温度上昇によって、3割以上、この災害が同じようにふえるんじゃないかという報道もございました。大事なのは初動体制です。初動でもう大半が決まってしまう。

あのときの対策本部、経験がなかったこともありますけども、大変な混乱の中で何をやっていいかわからんままに終わったんだろうというふうに推定をしております。そうしたときに、今の消防防災係ということで、いただいた表には書かれておりますけど、内容が、体制が変わるので、今の消防係というものは変わらずに、ただ、課が移っただけなのか。

特に、寺田寅彦じゃありませんけども、当然、忘れたころにまたやってくるだろうと思います。あれだけの防災計画を機能的に動かせるかどうかということが一番気になります。そういう体制を想定しながら、実態として計画に基づいた初動ができるのかどうか、その辺を十分考慮しての——単なる課を整理しただけなのか、その辺の本質的なものを、まず2点お伺いしたいと思い

ます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 黙美君） コミュニティ支援のことについての御質問でございます。

議案の中の28ページのほうに、市民協働推進課ということで、28ページから29ページにかけて協働推進課の仕事が、地域コミュニティの支援に関するここと、また、消防防災に関するこことということになっております。この関係で地域コミュニティ、現在かわせみのほうに——議員さんがおっしゃられるようになりますが、こちらのほう、市役所のほうにおいて、市民協働推進ということで消防防災と、防災事業と兼ねながら地域コミュニティを推進していきたいと考えております。

その点では、今までやっておりました公民館業務と生涯学習の部分ときれいに整理をして、コミュニケーションの支援に特化した形で業務を行っていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 私の答えでは納得いただけないかもしれません、私なりに。

消防防災係、心配していただいてありがとうございます。私も総務課長として2年間、消防防災係を担当してまいりました。正直言いまして、例えば6月議会の最中とか、風水害に限って言えば——地震はいつあるかわかりませんが、風水害に限って言いますと、6月、9月。非常に議会の対応等の中で、結果的に25年度、26年度はそういった大きな災害がなくて推移してまいりましたので、何とか——忘れたと言うと語弊があるかもしれません、きょうを迎えられておりますが、正直言って非常に不安な日にちをずっと過ごしてまいりました。

で、やっぱりこのままではちょっと厳しいと。私の能力のなさが一番だと思いますが、それなりの組織をつくって、課をつくって対応すべきだという、そういう考え方もあるって、市長のほうが今回、こういうふうに、市民協働推進課で、議員御承知のとおり、自助、共助、公助の関係もございますので、地域コミュニティと一体化して、市民の協力を得ながら防災、減災に努めていくというのが適当、一番望ましいのではないかということで、こういう形をとらせてもらっています。

地域防災計画も実効あるものにということで、当然そうしなくちゃなりませんが、100%に、完全なものに向けて努力してまいりますが、その第一歩ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 説明は理解できました——理解はできますが、まず、消防防災に関するここと、市長も国土交通省の関係で災害にかかわってこられたと思います。私も現場の中

で、修羅場という言葉も使ったような状況の中で長年生きてきました。一番、教訓としてあるのは、地域防災計画、全く役に立ちません、いざというときは。あと、初動が終わってようやく防災計画を確認して徐々に動き始めるというのが実態です。

特に、昨年の広島の——あそこは危機管理部という専門の部署がありながら、やはりその判断ができなかったということですね。だから、完璧なことを望んではおりません。ただ、体制、それから責任の主体、ここを運用上しっかりとしていくかないと。だから、この市民協働推進課というのが、今、市長からありましたようにコミュニティと防災、絡み合いも当然必要です。だけでも、いざ——いつ起こるかわからん、来たときにどう動くかというのが、人間ですから常に日常は緩慢です。だから、そこを常日ごろから考えていく責任体制というのをしっかりとおかないと、結果的には同じ繰り返しになるということで。

これ以上は追及しませんが、お願いとしては、専従的な責任体制をしっかりと持って、そして各、今から退職される方もいらっしゃいますけども、残れる、今後、管理職になられる方、常に自分の役割を優先的に、一つ二つは常に反復するような体制づくりをしておかないと、私は大体、何をすりやよかったですとかのという感じで、日ごろは完全に頭から消えてます。そこです。

ですから、きょうは今、議会でこうやってますけども、これが終わったらもう頭から消えてしまうと。ここに怖さがありますから、ぜひそこを注意喚起するような、この市民協働推進課の課長というのは、専従の最高責任者であるという認識を、しっかりと、市長のほうからも辞令交付に当たっては添えて、辞令交付をいただきますようにお願いをしたいと思います。最後、市長、答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まさに、市民協働推進課、市民との接点の最前線になる部署になります。これを一元化して、一体的に市民とともにつくり上げていくという思いもこもった組織だと、私自身、認識しております。立ち上がった後は、議員の御指摘をしっかりと踏まえて、それがきっと機能できるような、そういう組織を持っていきたいと、持っていくべく努力をしていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 市長に就任されて初めての機構改革ということで打ち出されています。問題は、この機構改革に伴う職員の配置、これが非常に問題になるわけでございます。仕事の量に応じて職員を配置していただかないと、非常に過密的な業務に追われる課とですね、それから、業務の内容が比較的少ない課が出てくるだろうと思います。したがって、その仕事の量に応じて職員配置をしっかりとやっていただきますように、まずお願いをしたいと思います。

それから、私ども、ほかの市町村に参りますと、昨年も議会では佐伯市議会、それから竹田市

議会、それから大刀洗町議会に行ってまいりましたけれども、非常に課が大きくなってるわけですね、合併によって。以前はこの庁舎も吉井町だけだったものですから。ところが、人員が合併によってふえた、職員が倍になりましたものですから、したがって、ここだけでは当然入れないということで、別館まで設けたようなことであるわけなんですね。

問題は、1つの場所でありますと非常に市民も助かりますけれども、それは不可能でありますから。というのは、ほかの市役所に行きますと、少ない職員の中からやっぱり案内係というのをちゃんと配置しているわけですね。そこで尋ねられれば、自分の行き先は詳しく案内してもらえる。例えば、せんだって参りました大刀洗ですら、人口わずか1万5,000人でありますけれども、ちゃんと入り口のところに案内係というのが設けられてるわけなんですよ。そういう案内係等の配置は、今回は考えられているかどうかということであります。

これも市民サービスの一環でありますから、ぜひ、少ない人員でありますけれども、そういうことをやっていただきますと、初めて市役所に訪れる市民も、そこで尋ねれば自分の行き先を案内してもらえる。じゃないと、当然、今入ってきて、行き先がわからなきや市民課の窓口でお尋ねしているだろうと思いますけれども、そういう処置ができるかどうか。ちょっと、案内係みたいなのを、去年の暮れですか、置かれてありましたけれどもですよ。

それから、先ほど水質のことでお話が出てありましたけれども、これは、水質は確かに調査していただかないと、地下のことだからわかりませんけれども、問題は、吉井には消火栓というのをたしか100本ほど掘ってると思いますよ。赤いカバーがはまっていますけれどもね。これらについては、調査がやられてるかどうかということなんですよ。大変な金を使ってボーリングしてありますけれども、あれが本当に火災の場合に役に立つかどうか。

せんだっても長崎だったですか、消防のホースと口金が合わなかったということで消火がおくれてしまって、延焼ということで、6棟ですか。これなんか、本当、市役所の怠慢であるんですね。消防署の吸管と消火栓が合ってないということですから。したがって、こういうものについても、今度新しい施策ということで出てありますから、こういうものでしっかりやっていただきやならんということになりますけれども、これについて市長から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の機構改革に当たりましては、議員御承知のように、地方分権の流れもあって、我々が抱えてる業務内容も本当に複雑多様化をして、いろいろ業務量もふえております。そこを最優先にしますと、いろんな課を立ち上げて、いろんな係をふやして立ち上げるという選択肢もあろうかと思ってたんですが、一方、縮小社会を視野に入れると、身の丈に合った行政組織、つまりスクラップ・アンド・ビルトをしっかり徹底すべきではないかということで、

非常に厳しいというか、絞り込んだ機構改革となりました。そこは、ぜひ御理解をいただきたいと、こう思います。

あとは、まさに議員が御指摘のとおり、課ごと、係ごと、職員によって業務量に偏りが出ないような適正な配置というのは、十分必要な、大切なことだと認識してますので、そういうところはしっかり頭に置いて人事を行いたいと、このように思います。

それから、庁舎内の案内係については、昨年、議員も御指摘がありましたように、職員による試行を行いました。その結果、いろいろ分析もさせていただいてるんですが、庁舎内の案内係については、今回の機構改革というか、新たな案内係を置くような、そういう措置まで至っておりません。

もう少し、費用対効果と言ったらちょっと語弊があるかもしれません、今、大刀洗の御指摘なんかもありましたけれども、試行の結果、なかなかよかったです、あるいはそこまでしなくてもよかったです、多様な意見が出てますので、そのところは十二分に、必要性をしっかりと精査しながら、必要があるときにはしっかり手当てをしていきたいと、このように考えております。

それから、消火栓の話については、しっかりそういう——消火栓の口径が不一致になるような、そういう事例はないと承知をしております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 1点だけ。徴収対策室、これ独立したような形になってますが、この業務ですね。これは、今まで税金の滞納徴収を主にやつとったということですが、新年度からはほかの滞納、全ての、それもやるということで理解しとてよかですかね。滞納はせんですか、管理徴収と書いとるばってん、滞納徴収はせんということですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 真美君） 私のほうから答弁させていただきます。

徴収対策室の業務につきましては、従来どおりでございます。今後の取り扱いにつきましては、市債権の問題とか、それからコンピューター関係の調整の問題。そういうものは、るる、今までも一般質問等で申し上げてきましたけれども、そういうものは前向きに、できるだけ徴収対策室でやっていくような方向、これは今までどおりで同じでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議

題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。保健課長。

○保健課長（金子 好治君） 議案書35ページでございます。

議案の朗読については省略をいたします。

次のページ、36ページをお願いいたします。なお、新旧対照表につきましては24ページでございます。

うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例。

うきは市附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。別表中、うきは市いじめ問題対策連絡協議会の行の下に、下段の表のとおり、「うきは市地域ケア会議」を附属機関として追加することを提案するものでございます。

追加する組織の名称は、うきは市地域ケア会議。担任する事務として、高齢者の介護・医療・福祉サービスに関する団体等と連携し、地域包括ケアシステムの構築を推進することに改めるものでございます。

附則、この条例は、平成27年4月1日より施行する。

提案理由といたしまして、昨年6月、国会におきまして地域医療介護総合確保推進法が成立したところでございます。これに伴いまして、介護保険法の一部が改正されました。改正された介護保険法の第115条の48におきまして、市町村は事業の効果的な実施のため、介護支援専門員、保健医療、福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員、その他関係機関、団体により構成される会議、いわゆる地域ケア会議を置くように努めなければならないとされたところでございます。

うきは市におきましては、平成25年度より、要綱に基づきます地域包括ケア会議を設置しておりましたが、今回の介護保険法の改正を受けまして、従来の地域包括ケア会議を地域ケア会議として附属機関に位置づけ、構成メンバー、開催回数等を拡充いたしまして、今後の高齢者人口の増加に伴います介護・医療・福祉の諸問題に対して、その専門家、民生委員、地域及び行政が連携して支援する体制づくりを図っていくものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

次に、議案第33号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案書38ページをお開きください。

うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、改正が2点ございます。

1点目は区長報酬についてです。ここに書いておる内容でございますけども、一般質問でも市長がお答えしましたように、今回、全体的な見直しを行っております。均等割の18万円を6万円に、世帯割3,000円を2,500円に改めさせていただくものです。

2点目は、先ほど保健課長のほうから説明がありました、議案第32号に関連するものでございます。地域ケア会議委員についてですが、報酬日額を5,400円とさせていただくものです。

新旧対照表につきましては、26から33ページに記載しております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

次に、議案第37号うきは市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 議案書の47ページからになります。議案の朗読は省略させていただきます。

48ページをお願いします。新旧対照表は38ページから41ページまででございます。

うきは市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。うきは市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の趣旨といたしましては、乳幼児医療につきましては、乳幼児に係る医療費の一部を支給することにより、乳幼児の保健の向上と福祉の増進につながるとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減し、少子化対策及び子育て支援の充実に寄与しているところでございますけど、対象年齢につきまして、自治体間で異なっているところでございます。今回、子育て支援策を充実させるため、乳幼児医療費の助成の拡大を行うものでございます。

現行では、就学前までの乳幼児の医療費の自己負担を助成していますが、中学生までの入院における医療費の自己負担の一部を助成するよう、改正を行うものでございます。

新旧対照表より説明をさせていただきますので、40ページをお願いいたします。失礼いたしました、新旧対照表38ページからでございます。

現行では、「うきは市乳幼児医療費の支給に関する条例」とあるものを、「うきは市乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例」と改め、第1条、目的に、「乳幼児」を「乳幼児及び子ど

も」に改め、第2条第1項第2号で、子どもの定義を加えております。うきは市の区域内に住所を有し、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。小学生、中学生を子どもとしております。

第3条では、対象者を「乳幼児」を「乳幼児及び子ども」に改め、第2項第2号を加え、ひとり親家庭等医療費の医療費の交付を受けている者を除くとしています。これは、ひとり親医療費は18歳までが対象ですけど、中学生までの給付が今回の改正と同額ですので、対象者から除くものでございます。

39ページです。

第4条第1項第1号では乳幼児・子ども医療費の支給について、現行の「入院」を「子どもの入院」に改正し、中学生までの入院を対象としています。第2号は、乳幼児が入院以外の場合としていますが、これは3歳以上就学前までの通院の場合、現行どおり一月につき600円としています。

第4項は新設でございます。子どものうち重度障害医療費の支給を受けている保護者が当該条例により負担した額を負担したときは、負担した額から第1項の規定により負担すべき額を差し引いた額を支給するとしています。これにつきましては、重度障害医療費は入院が1日500円と同額ですが、月20日が限度で、1万円までの自己負担となっております。したがって、3,500円以上の差額分について支給をするということになります。

40ページをお願いいたします。

第5条は受給資格について。現行で「乳幼児医療費」としていたものを「乳幼児・子ども医療費」とし、子どもを小学生、中学生を改めて認定するものでございます。

第6条では、乳幼児医療証の交付について。就学前の幼児については従来どおり乳幼児医療証を交付しますが、小学生から中学生には医療証の交付はしません。従来の6歳までの乳幼児は、病院で医療証を見せれば現物給付となります。小学生、中学生の入院の場合についての給付を受けるには、申請が必要となります。

第8条第4項を新設し、支給方法について、子どもが受けた医療については、先ほど申しましたように申請による支給ということになります。

第9条、第10条、第11条、第12条については、現行、「乳幼児」を「乳幼児・子ども」と改めるものでございます。

議案書の49ページをお願いします。

附則、施行期日、1、この条例は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児・子ども医療費から適用する。

2、うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。第3条第

2項第3号中「乳幼児医療費」を「乳幼児・子ども医療費」に改める。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 1つ、確認をさせていただきます。

これも、子供の育成、子育て支援に重要な条例であろうと思います。それで、資料を全員協議会でいただいたんですが、現行、それから改正案も全て、特に国、そして県に準拠するということが明記されております。申し上げたいのは、県が変わっても、県と同じものだということになっておりますが、特にこういうものの子育てというもの、医療費ですから、うきは市独自でやれないものかなと。

県が変われば自動的に条例を改正して、自動的じゃありませんけど改正して変えると。何ら、独自で、うきは市の子供の救済あたりについては考える必要もないし、県が動けば県どおりだと、国どおりだと。その考え方がちょっとひつかかるんですけども、その辺はいかがでございましょう。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 全員協議会でお渡しました資料についての質問だと思いますが、入院について3歳未満、自己負担なし、これは県準拠というふうになっております。これは、今、県に準拠してやれば補助金がこの額で来るということで、県に準拠した内容ということでございます。

今回の改正につきましては、入院については県の準拠ではございません。うきは市独自での補助の対象となります。

ですから、入院について3歳から6歳までは、今まで県に準拠して1日500円と、月7日が限度となっていましたけど、ここをうきは市独自で自己負担なしということになる。小学生、中学生については、うきは市独自の、入院まで500円以上見るということでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに、11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） これは委員会付託ですかね——細かいことはやりますけれども、ちょっと1点だけ。

先ほど、三園議員のほうからも、子供の定義で言われておりました。福祉事務所長は小学生までだと。これを読む限りは、今度の改正を読む限りでは中学校3年まで入るのかなと、子供の定義がですね。この辺は統一しとったほうがいいのではないかというふうに思いますけれども。子供といったら中学校3年生までいいのではないかというふうに思いますが、市長はどう思われますか。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 私のほうで答えられる範囲内で、まず答えるたいと思います。

先ほどの福祉事務所の計画については、あくまでも事業計画の中での計画として、子供を小学生までと捉えております。今回の乳幼児医療の改正につきましては、子供というのは中学生までを対象にしようということで定義として、子供を中学生までというふうに、今回、定義をしているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） せんたって、全員協議会でいたいた資料とはまた別に、これは市独自でということでございますが、この改正によって、新年度はどの程度の医療費の増額を見込んであるのか。大方の計算はできていると思います。27年度4月から変更予定とか、開始予定ということが入っておりますから、この条例の改正に伴う予算はどの程度増額になるのか、試算ができてあつたら、その試算表を渡していただくとありがたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 予算につきましては、この後あります、審議していただく補正予算のほうで上がります。金額については、新たに368万2,500円が必要となります。試算については、後で報告させていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今のは補正予算で上がっているということですね。というのは、補正予算ということは26年度でしょう。繰り越しになるわけですか、これ。

私が申し上げておるのは、27年度開始予定ということですから、当然27年度の予算に上がってこなきやならんと思いますけども、26年度で予算を確保しとて、それを27年度に使うということでございますか。今のお話では補正予算ということでございますから——368万2,500円ですか、こういう金額が上がってるということでございますので、これはまた予算審議のときにお尋ねいたします。

資料はいただけるということですから、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

次に、議案第2号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。なお、財源組替のみの項につきましては質疑のみを行います。

まず、予算書について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） それでは、説明に入ります前に、まずは議員の皆様におわびを申し上げます。平成26年度補正予算書につきましては、私どもの確認不足で、大変、皆様方に御迷惑をおかけいたしました。今後、同じような誤りのないように、十分注意してまいりたいと存じます。申しわけありませんでした。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第2号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第6号）。

平成26年度うきは市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,607万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億4,263万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。第2条繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。第3条債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第4条地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。平成27年3月5日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、8ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正。款、項、事業名、金額の順に読み上げます。

1、追加、2款1項、企画費352万6,000円。同じく企画費793万円。同じく企画費150万円。

2款1項、地域力創造活用事業326万4,000円。同じく農商工観連携促進事業248万3,000円。同じく電子計算処理費1,959万6,000円。

3款1項、老人福祉一般管理費868万4,000円。同じく後期高齢者医療費149万6,000円。障害者自立支援対策事業120万円。

3款2項、乳幼児医療対策費368万3,000円。民間保育所運営費2億1,703万3,000円。地域子育て支援事業300万円。

4款1項、保育衛生一般管理費162万円。予防接種費240万円。水資源対策費290万円。

5款1項、労働諸費176万4,000円。同じく労働諸費400万円。

6款1項、農業振興一般管理費180万円。同じく2,000万円。

次ページ、10ページのほうをお願いいたします。

6款1項、農業振興一般管理費4,500万円。同じく600万円。

7款1項、商工業振興事業5,313万円。同じく400万円。観光事業費267万9,000円。

8款2項、道路維持補修費3,000万円。一般道路新設改良事業1,240万8,000円。

10款2項、小学校総務費169万円。

10款4項、青少年育成費82万5,000円。文化財一般管理費937万3,000円。

10款4項、文化財施設管理費165万3,000円。

次ページでございます。

10款4項、社会教育集会所運営費278万8,000円。

11款1項、過年発生農地災害復旧事業600万円。過年発生農業施設災害復旧事業1,267万円。

11款2項、過年発生公共土木施設災害復旧事業2,251万1,000円。

今申し上げました34の事業のうち、今から申し上げます13件分については、年度内の完了が困難になるということで、あらかじめ繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

それでは、8ページのほうから読み上げていきますので、チェックのほう、お願いできればと思います。

まず、8ページの上から6番目。2款1項、電子計算処理費1,959万6,000円の分でございます。それから2つ下の後期高齢者医療費149万6,000円。その下の障害者自立支援対策事業120万円の分でございます。

それから9ページ、上から2番目、それから4番目、それから、下から2番目以降の2件分でございます。農業費の分です。

それから次ページに移りまして、10ページの上から6番目と7番目、土木費の分でございます。それから11ページのほうの4件。

以上、13件につきましては、通常の繰越明許費設定分ということでございまして、今申し上げました以外の21件分、これにつきましては国の平成26年度補正予算におきまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金、これが追加をされたことを受けまして、平成27年度当初予算で予定をしておった事業等を、今回の補正で前倒しで実施をするものでございます。

なお、この交付金の内訳といたしましては、地域消費喚起・生活支援型として6,411万6,000円。それから、地方創生先行型の基本交付分として4,846万6,000円。それから、同じく地方創生先行型の上乗せ交付金ということで1,000万円分を歳入のほうで見込んでおるところでございます。

ページのほうが11ページに戻りまして、2、変更。

5款1項労働諸費。補正前の額1,840万円を354万円増額して、補正後の額2,194万円に変更するものでございます。この事業は、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金を受けて、地域人づくり事業を実施するものでございますが、事業の適用期間が1年間となって

おりますので、翌年度繰り越し分について補正をするものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正。1、変更。藤波ダム小水力発電水車等設置工事費について、6月補正で債務負担行為の設定をお願いしておりましたが、この期間を1年間延長させていただくものでございます。

第4表地方債補正。1、変更。記載の目的、合併特例事業。補正前の限度額8億4,950万円を1億1,070万円減額して、補正後の限度額を7億3,880万円に変更するものでございます。この補正は、歳出の4款1項7目火葬場建設費、それと、8款2項3目道路新設改良費、この減額に伴うものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は順次、説明願います。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 補正予算書32ページをお開きください。

2款1項2目文書広報費144万1,000円の減額補正ですが、広報うきはの印刷製本費の入札残見込み額等について、決算見込みにより減額補正を計上させていただいているものです。

○財政課長（大熊 孝則君） 7目財政調整基金費5,000万円の増額補正については、財政調整基金を増額するものでございます。

○企画課長（重松 邦英君） 同じく、8目企画費でございます。4節共済費及び7節賃金。これ、2名分の賃金にかかるものでございます。次年度繰り越し分としてここに計上させていただいております。1名分はふるさと納税に係る人件費、もう1名分は地方版総合戦略に係る人件費となっております。

続きまして、8節報償費及び9節旅費。続きまして、11節需用費、消耗品費と印刷製本費。少し飛びまして、13節委託料、一番下になります、地方版総合戦略計画策定委託料。これ、5項目足し合わせますと793万円となります。こちらが次年度、地方版総合戦略を策定するための費用ということで、繰り越しを前提として計上させていただいております。

そのほか、19節負担金、補助及び交付金ということで、空き家リフォーム補助金、こちらは見込みよりも執行が少なかったものの減額補正となっております。その下、エコミュージアム構想推進事業費補助金、こちらも先ほど説明のありました、地方創生の上乗せ分としまして150万円、次年度事業分として計上させていただいております。

以上です。

○市長公室長（高木 勲美君） 同じく、32ページの7節になります。賃金のところでございますが、地域おこし協力隊員賃金ということで54万円の減額をしております。この分につきましては、地域おこし協力隊員、7月採用予定の者が10月採用になったための減額となっております。

それからその下、12節でございます役務費20万円を組んでおりますけれども、商品の生ワインの送料ということで組ませていただいております。

それから、13節の委託料844万4,000円でございますが、この中の商標登録出願委託料ということでございますが、この件につきましては、商標登録の出願を委託するということで登録1件分の費用として計上しております。それから、次のうきはブランド商品開発委託料170万円でございますが、これにつきましては生ワインの開発、製造委託料ということで、1回当たり8万5,000円ほどの金額で20回程度の計算でこの金額を計上しておるものでございます。

それから、16節の原材料費110万円を計上しておりますが、商品製造原材料費ということで、このことにつきましても、やはり生ワイン用のフルーツを購入する代金として計上いたしておりますのでございます。

○企画課長（重松 邦英君） 次のページになります。

9目地域活性化推進費。執行残による減額でございます。11節需用費5万円の減額でございます。

また、19節負担金、補助及び交付金、地方路線バス対策補助金。これは、西鉄バス運行補助の笹尾線、神杉野線、本宮線の分となっております。その減額となっております。

続きまして、11目電子計算処理費でございます。13節委託料を69万6,000円減額するものでございますが、こちらにつきましては、農家台帳システム改修の見積もり入札による減額ということになっております。

続きまして、13目新エネルギー対策費でございます。19節住宅用太陽光発電システム設置補助金でございます。これ、当初予算では100件分、5万円掛けるの100件分、住宅用として見込んでおりましたが、今年度、九電様の接続保留の件もございまして、申請が鈍化しております。26件分の130万円を減額させていただくものです。

○総務課長（石井 好貴君） 15目諸費42万8,000円の減額補正ですが、見守りカメラ保守点検委託料について、決算見込みにより減額補正をさせていただくものです。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 滉陽君） 2款1項8目の19節でございますが、空き家リフォーム補助金

ということで、予算のとき 800 万ということでございますが、現在マイナス——2 款 1 項 8 目の 19 節の負担金、補助及び交付金の中で、説明、空き家リフォーム補助金、26 年度予算では 800 万、減額を 349 万 5,000 円となっておりますが、再確認の上で、主な原因はどのような原因だったのか、それが 1 点目。

それから 2 点目ですが、2 款 1 項 15 目の 13 節の委託料。説明、見守りカメラ保守点検委託料ということで、26 年度予算が 51 万 9,000 円だったのが減額ということでございますが、この点につきましては、最近いろいろと犯罪において、防犯カメラの効力が生かされているわけでございますが、今後、うちは市でも防犯カメラの設置についてどのような考え方を持っているか伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） いただきました質問の 1 点目でございます。空き家リフォーム補助金の減額の主な理由についてということでございます。

まず、当初予算では 800 万円計上させていただいておりました。この内訳としましては、3 種類ございまして、まず、姫治地区への移住者、こちらは 1 件当たり 100 万円になります。これを 2 件、200 万円。また、姫治以外への移住者、これは 50 万円になりますが、6 件、計 300 万円。また、今述べた 2 件以外の移住以外ですね。移住以外のリフォーム補助金として 30 万円掛けるの 10 件、300 万円。これ、合計しますと 800 万円となります。

これに対しまして、実績としまして今現在でございますが、100 万円の姫治移住はゼロ件。姫治以外の移住が 6 件の見込みに対してこちらは 7 件、1 件多い実績となっております。続いて、移住以外のリフォーム、10 件見込んでおったところが 3 件となりまして 90 万円。この結果、先ほどの減額となっております。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 今後の見込みということで、27 年度当初予算の折に、予算補足資料にも記載しておりますので、その折に詳しくは御説明を申し上げたいと思いますが、ここに書いておりますように、カメラは 14 カ所 28 台の、27 年度中の完了の予定でございます。市独自で設置をしてというのは、今のところ予定をしておりません。寄附等を受ける分の運用管理でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、2 款 2 項徴税費の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（内山 勇君） 34 ページでございます。

2款2項1目税務総務、財源組替でございます。2目賦課徴収費、12節役務費、13節委託料、14節使用料及び賃借料。いずれも決算見込みによる減額ですが、特に13節委託料につきましては、航空写真等を結果的には共同撮影できました関係上、大きな不用額が出たということになっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款2項の質疑は終わります。

次に、2款4項選挙費の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 35ページ、2款4項4目市議会議員一般選挙費156万3,000円、6目吉井第七土地改良区総代総選挙費57万6,000円、7目隈上土地改良区総代総選挙費57万6,000円の各減額補正ですが、執行経費の確定により補正をさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款4項の質疑は終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 補正予算書の37ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉費総務費、20節扶助費は、100万円の減額補正です。この分は、現在まで医療給付状況は通院のみとなっております。世帯を、1世帯2人の高齢者、障害者であり、2年前の平成24年度に、二度の入院歴がございます。そのため、支出見込み額を残しまして、不用分の残額を減額するものでございます。

続いて、3目老人福祉費の11節需用費、その中の印刷製本費26万円の増額補正です。この分は、昨年の12月定例議会で、うきは市社会会館条例、うきは市老人福祉センターライン条例、うきは市老人憩の家条例を廃止する条例が可決されました。そのことから、今後の高齢者福祉サービスを後退させないためにも、高齢者に対するサービスのあり方について検討を行い、親睦、交流の機会や外出の機会をふやし、社会福祉の向上及び充実を図っていこうと思ってますということで答弁をさせていただいております。

そのようなことから、高齢者のお出かけの機会をふやし、健康で生きがいのある生活が送れるよう、あわせて市内温泉施設の活性化を図るため、市内在住の65歳以上の元気な高齢者を対象に、高齢者ふれあい入浴補助券を発行するための印刷製本費を計上するものでございます。

次に、20節扶助費842万4,000円の増額補正です。先ほど印刷製本費でも説明したよ

うに、市内在住の65歳以上の元気な高齢者を対象に、高齢者ふれあい入浴補助金を給付するための予算を計上いたしております。ちなみに、昨年3月31日現在の65歳以上の方は9,400人おられます。そのうち、介護認定者数は1,600人で、差し引き7,800人の元気な高齢者の方がおられることになります。

年間の補助枚数は1人当たり24枚で、1枚当たりの補助額は300円を考えております。総費用額は5,616万円となりますが、過去の3施設利用者の延べ人数を参考にいたしますと、利用率は15%で見ております。今回、入浴補助金の給付を計上いたしております。

次に、23節償還金、利子及び割引料、過年度セーフティネット支援対策等事業費補助金返還金162万7,000円の増額補正です。平成25年度決算審査の折——これは成果表の89ページになりますが、安心生活創造地域支え合い事業の中でも説明いたしましたように、10分の10の補助金で2,000万円の国庫支出金が入っておりました。精算に基づく国庫支出金が1,837万3,208円となっており、その過払いとなっておるものを見積りに計上するものでございます。

○市民生活課長（重富 孝治君） 6目重度障害者医療対策費、20節扶助費、補正額1,200万円の減です。これは決算見込みにより減額補正を行うものでございます。

○保健課長（金子 好治君） 8目介護保険対策費、補正額4,551万4,000円でございます。内容につきましては、19節負担金、補助及び交付金、福岡県介護保険広域連合の平成26年度の負担金確定に伴います不用額の減額でございます。

9目地域支援事業費、補正額の総額が436万円。主なものといたしまして、賃金関係ですけれども、看護師の方が途中で子供さんができて退職された関係で、その後、募集いたしましたけれどもなかなか見つからないということで、賃金の減額に伴いまして共済費も減額をしておるところです。

報償費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

委託料につきましても、それぞれの事業の決算見込みによる減額でございます。

19節の負担金、補助及び交付金25万2,000円につきましては、成年後見制度助成金の減額です。これにつきましては、成年後見制度の申し出があった場合に使うことで計上しておりますけれども、実質的に申し出がなかったため、3人分を減額いたしております。

それから20節扶助費122万4,000円の減額につきましては、主に家族介護継続支援事業。これは、自宅で介護されていらっしゃる方の紙おむつを支給する事業でございますけれども、この決算見込みによる減額でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 3款1項3目20節の扶助費ですが、説明で、高齢者ふれあい入浴補助ということで842万4,000円が使われたわけでございますが、この件につきましては、ボイラーが壊れてから近所の旅館さんにお願いした金額だろうと思うわけでございます。つまり、この利用者さんに対して、これからどういう考え方を持っているか、1つ伺いたいと思いますが、所見をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） この分は、ボイラーが壊れたことによる補助ではありません。

今後の施策として、つまり、老人センターちかぜ、憩の家を廃止いたします。そうすると、ゆうゆうセンターの活性化によって、そこの指定管理ということで、このふれあいセンター以外のところで、それぞれ今までサービスを行っていた、高齢者の入浴サービスを行うということで、地域の——筑後川温泉の旅館組合、また吉井温泉の旅館のほうに協力をお願いして、その入浴補助として、1人当たり300円、1枚当たり300円の補助をして——引きこもりをなくして、それぞれ出かけていって、いろいろな触れ合いの機会としていただこうということで、この分を計上いたしております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今も質問に出てありますが、高齢者ふれあい入浴補助券の配布ですね。65歳以上が9,400人のうち1,600人差し引いて7,800人に対する配布ということでございますが、その配布の方法はどういう方法をとられてるのか。配布の方法についてお願いしたいと思います。

それから、その下に過年度セーフティネット支援対策等事業費の返還が生じておりますが、162万7,000円。これ、何パーセントを返還しなきゃならんわけですか。補助額が幾らで、返還が162万7,000円ということだろうと思いませんから、その比率をお願いしたいと思います。

それから、下の段ですが、9目ですか、げんき塾事業協力謝礼ということですが、協力の謝礼でございますが、これ、50万円の予算を組んでおったのが、28.6%の減額ということですが、その減額の理由ですね。どういう基準でこの協力の謝礼をやっているのか。減ったということは、当初の予定よりも事業数が少なかったのかどうか。このげんき塾については、ほかに支給してるものはないかどうか。これは協力謝礼ということですが、事業に対する事業費補助はどうなってるのか、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 一応、過年度分の補助返還額、幾ら返還をするか、返還の金額は162万7,000円ですね。既に入ってきてているものが2,000万円。率に直しますと8.13%という率になります。

今度は高齢者入浴補助券の配布方法。一応、配布は、入浴補助券の申請を個人ごとにしていたままで、そして——交付対象者は福祉係のほうに個人ごとに申請をしていただきまして、入浴補助券の24枚づりの分を交付するというふうな交付方法にしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（金子 好治君） げんき塾関係の事業の協力謝金の減額の関係ですけれども、げんき塾につきましては、市のほうから看護師の資格のある方を指導者として各会場に送っておるところでございます。あわせて、ボランティアの協力団体が今2つございます。そちらの団体の方にも一緒に指導していただく。できるだけそういった、自主的な形で開催するのが一番望ましい形ですので、ボランティア団体を育てております。

ボランティア団体の方につきましては、場所がそれぞれ山間地域もあれば平たん地域もあるんですけれども、交通費がかかりますので、お一人1回につき500円をお支払いしております。これがその謝金でございます。年間——現在46カ所で、それぞれの開催回数は違うわけですけども、かなりの回数になっております。当初予算の関係では、一応、50万円をボランティア団体の謝金ということで計上させていただいておりまして、最終的に決算をとりまして、行った回数をチェックして500円をお支払いすると。残った分を今回、減額で落としておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 先ほどの入浴補助券の配布方法につきまして、要綱のほうで、うきは市ふれあい入浴補助券交付申請書というのを、用紙をつくっております。この中で、市長のほうにうきは市ふれあい入浴補助券の交付をしていただきたく以下のとおり申請しますということで、同意事項で申請者並びに対象者はこの申請に伴い、住民票並びに介護保険の要介護認定に係る判定結果及び申請条件について調査することを同意しますということでしております。

それで、それぞれ申請者や対象者の住所、氏名と、その他身分を証するものを添付していただくようになります。この入浴補助券の支払いという関係になってきますと、利用者は施設利用時に入浴補助券と自己負担分の料金を支払うという形になります。各温泉施設は、月ごとに利用者からいただいた入浴補助券を添付して、市のほうに請求していただくというふうな形になって交付ということになりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 8節関連でお尋ねします。

先ほどの、げんき塾協力謝礼の件ですけれども、健康寿命の延伸のためには、ロコモ運動ですかかロコモ体操、そういうものが非常に有効であるというふうに言われております。そういうのにもこういうげんき塾、聞くところによりますと、やっておられるということをお聞きしたんですが、その点、どういう方法で今後、拡大しようと思ってるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（金子 好治君） げんき塾の指導内容につきましては、高齢者の方に御参加いただいております。まず、それぞれの方の血圧測定等をやりまして、その後、健康体操、いろいろな介護予防体操、そういうものをやりながら行っております。また、年間、栄養講座、あるいは歯の関係の口腔講座、そういうのも含めながら行っておるところでございます。その中には当然、ロコモ運動等のものも取り入れて行っておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 私が申し上げたのは、高齢者の健康寿命なんかに影響する、非常に効果があると言われておりますので、わざわざお返しするんじゃなくて、積極的にこういうのを活用して、そういう健康寿命の延伸なんかに寄与していただきたいということを言ってるつもりでございます。いかがでございますか。

○議長（岩佐 達郎君） 要望でいいですか。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 要望というか、どうお考えされてるか。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（金子 好治君） 介護予防につきましては、当然、健康寿命の延長のためにやっておるところです。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑は終わります。

ここで暫時休憩とします。3時35分より再開します。

午後3時20分休憩

午後3時35分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 補正予算書の38ページをお開き願います。

3款2項1目児童福祉総務費、8節報償費、講師謝礼、決算見込みによる減額補正です。20節扶助費、この分も実績に基づく減額補正をするものでございます。本年は、母子3人の施設入所対象者があつております。今後の支出状況を予測しまして減額補正をするものでございます。

同じく、2目20節扶助費、その中の児童扶養手当、これも実績報告による減額補正を1,085万6,000円いたすものでございます。同じく、児童手当111万4,500円、こちらのほうも実績見込みによる減額補正をするものでございます。

5目民間保育所費、13節委託料、民間保育所運営委託料、こちらのほうも実績見込みによる減額補正をするものでございます。19節負担金、補助及び交付金、その中の延長保育促進事業費補助金486万9,000円の減額補正は、この事業は加配保育士1名と延長時間内の平均対象児童1名がいることが実施要件であります。この要件に遊林愛児園が該当しなかつたことにより、全額減額するものでございます。

次に、6目は財源組替でございます。

7目広域保育所費、13節委託料245万9,000円、こちらのほうも実績見込みによる減額補正でございます。

10目地域子育て支援費、8節報償費、こちらのほうも実績見込みによる減額補正、講師謝礼等で33万2,000円減額するものでございます。20節扶助費300万円の増額補正は、この分は国の地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策に対応した、地域における消費喚起や、これに直接効果を有する生活支援を推進するための事業の1つとして、市内に在住の多子世帯に対する助成を行うため、その補助給付として増額補正するものでございます。この分は、平成26年3月補正予算で計上し、事業は平成27年度に行うため、全額、繰越明許をする予定にしております。

具体的な事業内容といたしましては、18歳以下の4人以上の子供さんをお持ちの世代に、1世帯3万円の商品券を助成するものでございます。対象世帯としては約100世帯を見込んでおります。また、商品券は、うきは市で利用できる、商工会が発行するお買い物利用券を考えているところでございます。この分はプレミアム商品券とは別に、プレミアムがつかない商品券となります。また、申請時期は、27年度も予定されている子ども・子育て世帯臨時特例給付金の申請時期、9月ごろを考えているところでございます。

以上でございます。

○市民生活課長（重富 孝治君） 3目乳幼児医療対策費、20節扶助費431万7,000円の減額補正でございます。これは決算見込み額により800万円の減額と、平成27年度から乳幼児医療費の改正に伴いまして、新たに必要となる予算368万3,000円を地方創生先行型予

算として、26年度で補正し、27年度で、明許繰越で事業を行うものでございます。そのための補正でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑は終わります。

次に、3款3項生活保護費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 39ページをお開き願います。

3款3項1目生活保護総務費でございます。13節委託料、生活保護システム改修委託料、54万円の減額補正です。平成26年7月より、就労自立給付金の創設がされた、この積立金を計算するソフトとして、システム改修委託料を予算化しておりました。しかし、厚生労働省より、エクセル使用の計算ソフトが各市町村に配布されたことにより、このシステム改修の必要がなくなったため、その改修委託料の全額を減額するものでございます。

同じく、23節償還金、利子及び割引料。過年度生活保護費国庫負担金返還金5,577万9,000円の増額補正でございます。この分は、増額補正の理由といたしまして、平成25年度の主要施策の成果表並びに予算執行の実績の報告書132ページにおいて、生活扶助費の決算額として6億999万1,282円を計上しております。また、82ページの中国残留邦人生活支援給付事業の20節扶助費の決算額として320万5,256円を計上いたしております。これを合わせた金額が6億1,319万6,538円の支出済み額となっております。

これから、生活保護法の第63条と第78条による返還金調定額を差し引いた額が、国庫負担基本額となり、さらにその4分の3が、精算による国庫負担金交付決定額となっております。このことから、既に受け入れた国庫負担金が5,577万9,000円の超過となっているもので、この分を返還することになっております。

さらに、平成23年に近隣市の返還金がどのように調定しているかを調べた結果、返還される金額が言ってくるたびに常時調定を行っておりましたが、返還命令を発すると同時に同時調定を起こさなければ、返還額が確定できず、不納欠損も行うことができないという理由で、返還金が生じたそのときに全額を同時調定するよう改めたということから、うきは市においても平成24年度よりその方法に改めております。

今回の返還金に組み込まれている額は、過去の調定額が組み込まれていなかった分を含めて計上したため、このような大幅なアップになったということもあっておりで、どうかよろしくお願いいたします。

次に、2目の扶助費、20節、この分、全部ある決算見込み額による減額補正と増額補正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 39ページの、過年度生活保護費国庫負担金返還金が膨大な金額になっているのは、5,577万9,000円ですか。これは、25年度だけじゃなくて過去の分という、今、説明がありましたら、過去の分が幾ら、25年度分が幾ら、その明細をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） この金額、後で報告をさせていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。保健課長。

○保健課長（金子 好治君） 40ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額6万4,000円の減額でございます。パソコン借上料の決算見込みによる減額でございます。

2目予防費、補正額240万円。内容につきましては、13節委託料、任意予防接種委託料でございます。これにつきましては、地方創生国庫補助に伴います繰越明許費で実施をするものでございます。内容につきましては、子育て世代の支援といたしまして、乳幼児のインフルエンザの接種を補助するものでございます。

対象は生後6カ月から、小学校就学前までの乳幼児を対象とする予定でございます。予定といたしまして、子供1人当たり2,000円、対象者は1,200人を予定をしておるところでございます。接種率を約70%で見込んでおるところでございます。

3目健康増進対策費につきましては財源組替でございます。

6目食育対策費、補正額、14万円の減でございます。内容につきましては、報償費の決算見込みによる減額でございます。

○市民生活課長（重富 孝治君） 7目火葬場建設費、15節工事請負費1億95万1,000円の減額補正でございます。本体工事、炉工事については当初契約どおり金額の変更等はございません。このほかに、削井工事、テレビ線引き込み工事、取りつけ道路等の周辺整備工事に支出をしております。残額を補正するものでございます。

8節水資源対策費20万円につきましては、新しい事業でございます。うきは市内の地下水の状況を把握するため、地下水の水質、水量の資料等の作成を行うものでございます。

12節、水質検査手数料は、地下水の水質、水位検査の手数料160万円、河川水の水質検査110万円でございます。これにつきましては、例年どおりの予算でございます。27年度からは、水質だけではなくて水位についても検査をするようにしています。これにつきましては、水源対策費として地方創生型として補正を行うもので、繰り越して27年度で事業を行うものでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 8日の報償費、調査協力報償費が20万組まれてありますが、その内容についてもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。対象者。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） これは先ほども話が出ましたけど、地下水の保全条例ができまして、新たに地下水の調査をするということで、今回につきましては、うきは市の地下水の水質、水量、そういったものの資料となるものの作成を行う予定でございます。

これにつきましては、ボーリングをやっている会社等ございますけど、そういった方、あるいは地下水の水質検査を依頼している会社等ございますけど、そういったところに、うきは市の地下水の現状、そういったものを、どういった状況なのか、基礎的な資料を作成したいと。その報償手数料でございます。5万円掛け4人というふうに組んでおります。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今、三園議員からありました水質検査の地下水の調査の件でちょっと確認ですが、市長のほうから機構改革の中で水資源対策の課ですかね、新しい課。これが行おうとする地下水の調査ということでございましょうか。まだ、制度が始まってませんけれども、この前提で行われている調査であって、これは報償費で執行するということで、今、5万円掛け4件ということですが、こういう体制で今後もやろうとしていることなのかを確認させていただきたいと思います。

それから、火葬場建設費が1億円からの減額になっております。主な理由をいま一度お聞かせいただきたい。1億円からの予算の減額になってますので、概要で結構ですが、減額の内訳なり、金額が大きゅうございますから、その内訳の説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 地下水の20万円の報償の件でございますけど、これにつきましては、新しくできます水資源対策室のほうで、今後、進めていくものでございます。そういった中で、これは人員ではございませんで、そういった20万円の報償費というのは、地下水に詳

しい方、ボーリングやってる方、それから、ずっとうきは市の地下水の水質検査をやってきた方、そういった方から詳しい基礎資料として作成をしていくということで、4人分の報償費を支払うために計上しているものでございます。

それから、火葬場の件でございます。本体工事につきましては8億1,390万4,200円で変わりません。炉工事については1億3,165万2,000円。合わせて9億4,555万6,200円が本体、あるいは炉工事の合計でございます。このほかに、申しました削井工事、これが578万4,000円程度。それから、進入道路の排水工事、これが129万6,000円程度。それからテレビ引き込み線の工事、これが132万8,000円程度。取りつけ道路の工事が1,670万円程度でございます。それから、周辺の山林部との境とかそういったところとの石垣工事等が900万円でございます。合計、これが3,411万5,400円となります。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 地下水の調査の報償費でございますが、一般的に私が考えると、委託料的なものの品目になろうと思うんですけども、4人の方を今後もこういう報償費という費目の支出でやるということの意味がちょっといま一つわかりませんが。意味がわかりますかね、報償費で措置をすると。こういう調査ですから、一般的には委託料の費目で事業をやるべきなのかなと思うんですが、報償費で措置するということがどうなのかなという思いがありますので、いま一度、御説明をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 今回につきましては、そういった詳しい方から意見を聞くと、情報なりをいただくということでございます。コンサルとかに、いきなり委託するのではなくて、今回については意見、情報等を聞くということで、報償費で組んでおります。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今回は理解できますが、今後については本格的な調査に入るんだと思いますので、そのことをお聞きしているんですよ。わかりますかね。その意見を、4人から、1人5万円で——いろんな専門家の方から話、情報を聞くということですね。だから、市長のおっしゃる本格的な調査になると、これはまた本格的な契約等に基づいて、委託なりやるということでございましょうか。確認です。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 今回、そういった情報、意見を聞きまして、必要があればそういった本格的な調査というのも必要になるのではないかというふうに考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 13番。三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 大体、調査じゃないわけですね、それは。ただ、情報を提供していただくということだけのことですね。調査せんわけでしょう。それで、うきは市の地下水がわかるわけですか。どの程度、調査するわけですか。水質検査とは関係ないでしょう。水質検査業者を含めて4件ということありますけれども、水質検査は、いわゆる地下から出てきた水を検査するだけで、量とは関係ないでしょう。だから、量と関係するというんだったら、もう地下ボーリングの業者じゃないとできんわけですよ。

それから情報を提供するということですが、何件ぐらいボーリングがあっているか知りませんけれども、いわゆる業者が、果たしてそういうのを教えてくれるかどうかですよ。個人が地下ボーリングをしたやつをですよ。いわゆる個人の権利であるからですね、地下水と言えどもですよ。それを、業者が勝手に市役所に流すということは不可能になるんじやなかろうかと思われるんですね。むしろ、この270万円の水質検査手数料というのを、そういう水量調査のほうに回すのが本当でしょう。今から水資源対策ということでございますから、まず話聞いてからじや水量の調査にならんわけでしょう。

だから、その辺はどう考えられてるのかですね。ここに、水量の調査ということだったものですから、ある程度の情報がつかめるのかなと思ったら、今のことでは情報を提供してもらうということですから、その程度の情報で果たして地下水量がわかるのかどうかですね。わからなかつたときは、これは何にもならんわけですよ。情報だけもらったけれども、全く地下水の——まあ水量ということですけど、地下水水量には結びつかんということでしょう、言いかえりや。

だったらもう、そういう調査はやめとくことですよ。水量に結びつかない調査をやっても何にもなりませんからですよ。それはもう少し考えて、水量調査に生きるような方策を考えてもらわなきや、せっかく20万円ということが組まれてありましたけれども、つまり、調査の対象になってないという状況じゃないですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） この4人の方につきましては、実は昨年もちょっとお話を聞かせていただいたところです。そういった方は、やはり何十年もやってらっしゃいますので、かなり詳しいということ。基礎的な資料もやはり持つてあるというようなことで、今回はそういった方の意見、情報等を得たいというふうに考えております。

それから、今回の水質検査、コミュニティとかを25カ所ほどやっておりますけど、今までには水質だけを検査しておりましたけど、今度、25件につきましても、今回は水位についてもはかっていただくというふうに計画しております。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今までの水質検査のほかに、今度は水位まではかる調査をする

ということですか、じゃあ。この270万円というのは。水位はどのようにして調査するわけですか。今までの水質検査というのは、蛇口からとった水を検査所に送っているという状況でございますが、今度はその水位まではかるということになりますと、専門的に採取するということですか。この270万円というのは。25カ所で270万円かかるということの計算ですか、これは。270万円という数字が出であります。

その辺もう少し詳しく、どういう構想でこういう予算を組まれてゐるのか、私どもが知りたいのは、その根拠なんですね、270万円の根拠が知りたいんですよ。あの予算書でも、補足資料はそういうことを尋ねんでいいような資料を出してくださいということをお願いしてはるけど、皆さん方は出さないわけですよ。積算根拠を出してくださいということですよ。それを、補足説明はまた予算書と同じようなことを書いて出してはるでしょう。それじゃあ、また議会でお尋ねしなきやならんということになるわけ。

例えば私どもが鹿児島へ行って、曾於市ですか、あそこの予算資料を持ってきて、これは池田先生が鹿児島にいらっしゃったものですから、鹿児島はかなりそういう補足資料が充実してはるから、それを出してくださいと言つても出さないでしよう。今度も出てありますけども、12ページまでは全く今の予算書と同じものを書いてるわけですよ。この270万円の積算根拠、もう少し詳しく出してください。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 270万円の積算の根拠でございます。この270万円は昨年と同様の金額でございます。1つは、河川水の汚濁調査。これが5万円掛け11カ所、2回分です。これが110万円でございます。それから、地下水の水質。今回は水位を入れてます。検査手数料、これが4万円の40カ所で160万円でございます。（「水位がわかるわけですか」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 水位につきましては、はかる機械を上からひものようなもので落として、それで水位をはかると聞いております。（「水量ですよ」と呼ぶ者あり）水位です。今のは水位です。水位についてはそういった形で、今回は水位を、今まででは水質でしたけど、水位まで今回から調査をしていただくようにしております。

ちなみに、金額については変更はございません。そのままの金額でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑は終わります。

次に、4款2項清掃費の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで4款2項の質疑は終わります。

次に、5款1項労働諸費の説明を求めます。企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 5款1項1目労働諸費でございます。4節共済費と7節賃金、こちらは合わせまして1名分の人事費となっております。これにつきましては、企業誘致及び緊急雇用事業に係る人事費としまして計上させていただいております。先ほど、財政課長のほうからありましたように、地方創生の交付金上積み分ということで、9ページの歳入に上げさせていただいたものとなっております。

13節委託料。こちらは決算見込みによる減額17万8,000円でございます。

15節工事請負費と18節備品購入費、合わせて400万円でございます。こちらについては、地方創生の先行型ということで、先ほどの9ページに計上させていただいております。創業支援拠点施設の整備工事費として上げさせていただいております。

19節負担金等につきましては、そこに書いていますとおり、決算見込みによる減額となっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで5款1項の質疑は終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。市長公室長。

○市長公室長（高木 熱美君） 43ページになります。

6款1項1目農業委員会費でございます。13節委託料339万6,000円の減額補正でございます。このうち、農地調査委託料14万5,000円でございますが、毎年行っています農地利用状況調査の執行残による減額でございます。

その次、農地情報システム整備委託料325万1,000円の減額でございます。このことにつきましては、農地中間管理事業に係る機構集積支援事業費補助金、こういう補助金の制度がございまして、この補助金を充当してこの事業を行うこととしておりましたが、電算システムの整備は対象外であることが判明しました。この事業をやるべきかどうかで非常に協議をしたわけでございますが、現在のシステムを引き続き使用することと決定いたしました。

このため、今後このような事業に対する補助事業がないか、そこを待つことといたし、現在のシステムをそのまま引き続き使用していくこうと。このことにつきましては、現在のシステムが古いシステムを使用しておるものですから、できればここで改修を行ったかったわけでございますが、今言いましたような事情により、このまま継続して使用していくということにしたものでござ

ざいます。

次に、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金3,550万円の増額補正でございます。

まず、一番上の段でございますが、新規就農総合支援事業費補助金450万円の減額補正でございます。これは事業費の確定に伴います減額補正でございます。

その次の段でございます。美しい農村再生支援事業費交付金、これも600万円の減額補正でございます。これにつきましては、大石堰との事業の中で、平成26年実施を予定しておりましたけれども、協議が整いませんでした。改めて27年度でこの事業を行うこととし600万円を減額しておるところでございます。

その次の段でございます。農業生産法人「うきはファーム」支援交付金4,000万円の増額でございます。このことにつきましては、26日の全員協議会で御説明をさせていただきましたが、平成27年度から活動予定の、市が出資する農業生産法人への交付金でございます。地方創生先行型交付金による、平成27年度の繰越事業として、この補正に計上しておるものでございます。

その下、農村保全継承交付金600万円の増額補正でございます。このことにつきましては、美しい農村再生支援事業の中のハード事業に関する分で、先行型交付金の充当で対応するものでございます。

24節投資及び出資金として500万円の増額でございます。この分につきましては、先ほど御説明しました、うきはファームに対する出資金ということで計上させていただいておるものでございます。

次、4目畜産費、19節負担金、補助及び交付金420万円の減額補正でございます。事業費の確定に伴う減額となっております。

次に、7目山村地域振興費、11節の需用費30万円の減額補正でございます。これにつきましては、執行残による減額補正でございます。

その下、19節負担金、補助及び交付金336万1,000円の減額でございますが、これにつきましても、確定による執行残の減額でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） この前の全協でいろいろ資料をいただいておりましたので、非常にこれは関連性がございますので、その資料の中からも基本的なことをお聞きしたいというふうに思います。

私、やる前からネガティブ要因を並べ立てて批判することは私の主義に反しますので、そういうつもりじゃございません。期待を込めて、二、三、質問させていただきたいと思います。

まず、このファームの立ち上げ、これを非常に高く私は評価しておるところでございます。今、ちらっと申されたようですが、地方創生事業にはっきり認められたのかどうか。もし認められてなかつたら、これはまさに創生事業に匹敵するような内容でございますので、その回答はいつごろ来るのだろうかということもお聞きしたいというふうに思います。

それから、次に、前の資料を持っておられると思いますが、役員会の構成ですけれども、役員会には、うきは市の市長、それからJAにじの組合長、代表が営農従事者の代表、それから事務局長、営農従事者が入っておりますね。これには、やっぱりトップの役員会をもっと充実して、民間企業的理念とか発想を生かした経営的な思考を取り入れるべきじゃないだろうかと。

JAさんが入ってはおりますけれども、JAは協同組合でございまして、普通の民間企業と違う経営をされてるということですので、もちろんJAも入っていただかないといけないと思いますが、やっぱり民間の経営にたけた人材をここら辺に入れておくべきじゃないだろうかと。これは、当初からは無理にしても、次の段階で入れていくということも大事じゃないだろうかというふうに思いのでお答えいただきたいと。まずはそれを。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 幾つかいただきました質問のうちの、スケジュール観について、交付決定はいつごろかというスケジュールについてお答えしたいと思います。これは、このファーム事業だけではなくて、先行型の事業、これまでにも多数お話ししたかと思いますけれども、これについての国のスケジュールが出ております。

まず、27年の実施分につきましては、地方議会の3月議会で補正予算として上程しなさいと。で、地方議会で可決いただいた後、今度、国の方が交付決定を行うと。これが予定では3月の1週目以降ということになっております。

ですので、正式な決定はその段階になってからということになりますが、今、その前さばきとして、県が窓口となりまして、内閣府のほうに事業の中身とか、今、国が必死に言ってますキー・パフォーマンス・インディケーターですかね、KPIが適正なものかどうかという前さばきの作業を県とやっているところです。

○議長（岩佐 達郎君） 農政係長。

○農政係長（石井 太君） 43ページ、3目の農業生産法人「うきはファーム」の構成についてというお問い合わせでございます。先日の全員協議会でも資料をお渡しましたように、まずは市とJAと最初の役員で構成をしていく予定でございます。法人の役員要件の中で、2分の1以上が、現在は農業に従事するというふうなこともあります。

ただし、JAの専門委員会のほうでも、民間を取り入れて幅広く経営を考えた運営をしていくべきではないかというふうな御意見もいただいておりますので、将来的には20名程度の従業員を想定いたしておりますので、当然、規模を拡大していく中でそういったことも含めて検討していきたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。

○議員（10番 講山 茂樹君） ぜひ、役員会というのが非常に重要なウェートを占めますので、そういうところを考えていただきたいというふうに思います。

それから、出資金は2,500万円でしたよね。今回は500万、その残りはどうされるのかというのも、ちょっと参考までに聞いておきたいということ。

それから生産法人にとっては、商品販売、これが非常に重要なことであるというふうに思いますが、販路の具体的な計画、そういうものをどう考えているか。

その中でちょっと考えられるのが、2つの直売所がうきは市にございますけれども、その直売所の活用も1つの手段じゃないだろうかというふうに思いますが、どういうふうに考えているのか。

それから、これもちょっと失礼なことですが、収支計画書を見せていただいたんですが、収入、支出に妥当性がないと言うと失礼ですけれども、非常に納得性に欠けるような感じがいたします。この数値自体は確信の持てる数値を並べてあるのか、それとも期待を込めた、ある程度の数値なのか、そこら辺を、自信のほどをお聞きしたいなということでございます。

以上。

○議長（岩佐 達郎君） 農政係長。

○農政係長（石井 太君） まず、1点目の出資金についてでございます。

計画書では2,500万円——JAが2,500万円、その他が20万円ということで49%程度の出資を予定しておりますが、このたび先行型の大きな事業がありましたので、まずはこちらのほうでやれる分だけやっていこうというふうなことで、先行型のほうで要望をいただいているところでございます。出資金については、当初の予定どおり2,500万円というふうな想定は変わっておりませんが、出資金では先行型の対象外というふうなことでございますので、予算上こういった取り扱いにさせていただいております。

それから、販売先についてでございます。

当初はトマトでの営農計画をいたしております。これにつきましてはほぼ全量、JAのトマト部会に入会をいたしまして、JAのほうに出荷を予定いたしております。ただし、今後についてはその販路先、JAありきではなくて、生産者そのものの出荷先を幅広く、いろんなデパートであったりいろんな販路を、市の出荷先として検討していくようなことは、この公社の中の大きな

目的の1つでもございますので、そういうた販路拡大は広げていきたいと思います。当初はJAです。

それから、妥当性ということでございます。これにつきましては、久留米のJA普及指導センターのほうでトマトの反収当たりの収量25トンというふうな数量をもとに、ここ数年の販売単価を掛け算しまして収量を出しております。ただし、当然、半分素人が営農するわけですから、皆様がつくってのような量が初年度からとれるかというふうなところの確信はありませんけれども、それに向けた努力をしていくつもりであります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。3回目。

○議員（10番 講山 茂樹君） 3年目から黒字化するという、非常に結構な計画が出ております。ぜひ、それは期待をしておりますけれども、ちょっと大変だなという気がいたしております。

それから、JAを主体に販路拡大していくということも結構ありますが、やっぱりちゃんとした直売所があるんですから、最悪の場合そちらにも流して、少しでも売り上げを上げていくと、そういうところも二本立てで考えておくほうがいいんじゃないだろうかというふうに思うわけでございます。

それから、4年目に3.2億円の借り入れをして、償還を1,500万円することになりますよね。1,500万円に償還をふやすようだったら、3.2億円の——少しでも借入金を減らしておったほうがいいんじゃないだろうかというのが一般的な考えですけど、何かそのときに資金が必要だろうということで、何かの考えがあるんじゃないと思うが、そこら辺もちょっと考慮していただきたいというふうに思います。

それから、先ほども申しましたけれども、やる前からリスクを恐れて挑戦しないことには僕は大反対でございまして、これは、そういうことは申しません。しかし、これもまた失礼な言い方ですが、絵に描いた餅じゃいけませんので、ひとつしっかりした計画書をつくって、それに基づいてチェック・アンド・フォローをやっていただきたいという期待がございます。熟慮に熟慮を重ねまして、備えあれば憂いなしでございますので、ぜひともそれをお願いしたいと。

そして、歴史に学んでいろいろ……ことが大切でございます。鹿屋市が農業公社、毎年2,100万円の赤字と。これは相当、長期間にわたってますね。それから、志布志も約4,000万円の赤字補填をしていると。この実例が事実ございますので、何でそういう赤字が出てるのか、その赤字に対応する、うきは市のやり方はこう違うんだと、ここの手を打ちますよというような対応策を十分考えておるのかどうか。それをぜひやらないと、同じ轍を踏むようなことになると思いますので、これはぜひとも避けていただきたいというお願いをして、答弁できる範囲内で答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 農政係長。

○農政係長（石井 太君） 議案の資料ではありませんけれども、先日の全員協議会の資料の中で、起債を3億2,000万円、最終的にやっていくという資料のお尋ねかと思いますが、本来は、この施設については市なりJAで建設をしていただきたいというのが本音でございます。ただし、JAについてもこれ以上、固定資産は持てないと、市についてもなかなか施設を自前で持つことはできないというふうな結論に至りましたので、公社そのものがその施設を保持して、当然、償還もやっていくというふうなことでの記載でございます。当然、国・県の事業を活用しますので、最低でも2分の1の補助に乗るような事業には活用していきたいというふうに考えております。

それから2点目の、これも全員協議会の資料かと思いますけれども、先進視察地のマイナスの関係ですけれども、こちらにつきましては、自立の営農についてマイナスは出でないと。このマイナスは何かというと、最終的には中山間地域等の営農の委託を請け負っていると。そういうふうなものについて、そういったマイナスが出ておるということです。

うきは市のこの公社についても、将来的には、その中山間地域の農業を見据えて運営をやっていこうというふうに考えておりますので、当然そういった計画の中で、そういった事態になればいろんな場でいろんな方の御意見をいただきながら、最善の方策を考えていくというふうに考えています。その分は、これから二、三年のうちに結論、方向性を出していけるんではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。江藤議員。所管ですので、全体的なことで。

○議員（7番 江藤 芳光君） ぜひ、副市長にお尋ねしたいと思います。これはもう付託されますので。

一般質問で、ちょっと時間もあって、なかなかたどり着けなかつたんですけども、先ほど諫山議員から質疑がありました、販路の開拓ですね。

今、うきはの農産物が結構、私たちの知らないところで香港、シンガポールのほうに輸出されているという話が複数耳に入っています。そういう事情を御承知かどうかわかりませんが、福岡県にも、県の主導で農産物の輸出を振興する株式会社組織があります。それから、隣の久留米市も輸出を振興する1つの組織団体ができて活動をしております。

それで、そのあたりにもしっかりと和食の——ユネスコ文化遺産の関係もあって、相当、海外に出ているという情報が耳に入ってますので、そのあたりをどう副市長、把握なさって、今後の——このファームに限らないんですけども、どういうお考えを持っているか、今後の、そういうものも含めてブランドの関係もお願いしたいと思うんですが。

これ、私が申し上げることに、今、その程度しか——資料をちょっと置いてきましたもんですから、御見解を賜ればと思います。よろしくお願ひします。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、お尋ねがありました販路の中で、特に海外展開ということですね。私も、量的なものはつかんでないんですけども、そういう動きがあるということを伺っております。

それで、今、ブランド展開の中で、ブランド推進課のほうはどちらかというとインバウンドのほう、いわゆる海外の方の観光、海外からの観光連携ということで、お客様に来てもらって、そして、例えば農産物をお土産に持って帰ってもらう、フルーツを持って帰ってもらう。

これはただ、検疫の関係がありますので、シンガポールとか香港のような、検疫なしで入れるところはいいわけなんですけれども、具体的に言いますと、韓国等は非常に検疫が厳しいので、そういう動きはなかなか難しいということがあります、1つは、まずは人の交流ということで、うきはの名を海外に売っていくと。当然、来年以降、ブランド推進課と、あと、農林振興課ということになりますので、2つの課が連携しながら、今度はそのインバウンドとあわせて、物の流れですね。これもあわせてつくっていくと。

その中で、やはり、うきはの情報発信。つまり、やはり、うきはのものがいいということを対外的に発信していく中で、物の動きも現実化してくると思いますので、そのあたりを留意しながら27年度、事業展開を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑は終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。市長公室長。

○市長公室長（高木 繁美君） 44ページになります。

6款2項2目林業振興費でございます。8節報償費30万円の減、また、14節使用料及び賃借料60万円の減額。いずれも市外向けツアーや催行人員不足ということで、ツアーやできませんでした。その関係で、講師謝礼金等、車等の借上料を減額しておるものでございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金の443万9,000円の減額並びに12節の役務費の288万4,000円の減額。いずれにつきましても、執行額が確定しましたので、執行残の減額を補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑は終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。市長公室長。

○市長公室長（高木 熱美君） 45ページになります。

7款商工費でございます。1項2目商工業振興費、13節委託料400万円の増額補正でございます。これにつきましては、国の平成26年度の補正予算における地方創生先行型交付金事業により充当するものです。まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方版総合戦略を作成するための経費として、先行して実施する事業分を計上しております。平成27年度へ繰り越して事業を行うものでございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金5,254万9,000円の増額補正でございます。臨時経済対策商品券発行事業費補助金5,313万円です。先ほども申し上げましたように、地方消費喚起・生活支援型交付金事業により、国の26年度補正予算を充当するものでございます。国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に対応し、地域における消費喚起や、これに直接効果を有する生活支援を支出するための事業を計上しております。これもあわせて27年度へ繰り越して行うものでございます。

同じく19節の中で、消費生活センター広域化負担金58万1,000円の減額でございます。これは、当初の負担の補助率が変更になったもので、この分を減額するものでございます。

3目の観光費でございます。4節の共済費、社会保険料、それから7節の賃金233万9,000円の嘱託職員の賃金でございますが、地方版総合戦略策定のための、専門知識を持った嘱託職員を採用するための経費でございます。

○企画課長（重松 邦英君） 同じく3目13節委託料6万9,000円の減額です。こちらは道の駅うきはの北側の斜面の草刈り費用として、毎年33万9,000円計上させていただいております。3回実施しましたが、面積が減少したことによる減額となっております。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑は終わります。

次に、8款2項、道路橋りょう費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 46ページをお願いいたします。

8款2項2目道路維持費2,848万円の増額補正です。内訳としましては、8節報償費35万円の減額。それから、14節使用料及び賃借料57万円の減額補正。いずれも道路河川愛護時の決算見込みによる減額補正でございます。

15節工事請負費2,940万円の増額補正です。理由としましては、橋りょう改修工事費と

しまして、2橋分の改修工事費を計上しております。国の防災安全社会資本整備総合交付金の平成26年度追加補正予算の交付決定を受けまして計上したものでございます。改修工事を実施します2つの橋でございます。1つが市道流川・宮田線の流川橋、場所的には浮羽町浮羽、豊ハウス南側の巨瀬川にかかる橋でございます。もう一橋は、栗木野・探野線の神の園橋、栗木野から探野へ向かう栗木野集落上流の鹿狩川にかかる橋となっております。

いずれも老朽化が著しく、橋りょう修繕計画でも優先順位の高い橋梁となっております。改修工事につきましては27年度に繰り越して実施をするものです。補助率6割ということになっております。

3目道路新設改良費、19節負担金、補助及び交付金、大谷川改修工事費負担金、1,200万円全額を減額するものでございます。理由としましては、県が実施をしております大谷川砂防工事に伴います高畠1号橋のかけかえ工事の用地買収が進まず、橋りょうかけかえ工事が、今年度、実施することができなかつたことによります減額補正となっております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑は終わります。

次に、8款4項住宅費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 47ページをお願いいたします。

8款4項3目住宅建設費2,553万7,000円の増額補正でございます。内訳としましては、14節使用料及び賃借料88万円の減額補正です。新治団地建てかえに伴います民間住宅への一時移転者8戸分の住宅借上料支払い実績によります不用額の整理となっております。

15節工事請負費802万4,000円の減額補正です。理由としましては、新治団地建てかえに伴います、旧団地の解体工事費1基分8棟33戸と、集会所の解体工事費でございます。入札減及び工事仕様変更。工事仕様変更につきましては、工事中の外を囲います、仮囲いの仕様変更です。当初、鋼板で計画しておりましたけれども、シートに変更。それから、産業廃棄物の量が減ったということで、仕様変更による減額となりましたので、この不用額の整理を行うものでございます。

それから22節補償、補填及び賠償金52万5,000円の減額補正です。団地建てかえに伴います、川前団地への移転及び団地内移転者に対する移転補償費の実績によります不用額の整理となっております。移転実績としましては、川前団地移転の戸数が18戸、1戸当たり17万4,960円を支払っております。それから、団地内の移転戸数は8戸。団地内の移転につきましては、1戸当たり5万4,000円の移転補償ということで支払っております。

それから23節償還金、利子及び割引料3,496万6,000円の増額補正です。社会資本整備総合交付金返還金としまして計上をさせていただいております。全員協議会において概略を説明いたしましたけれども、事前に配付をしております1枚ものの資料でございます。平成24年度補正予算、防災・安全社会資本整備交付金の返還についての資料を御参照していただきたいと思います。

上段の表が、要望事業費の内訳となっております。要望事業費総額4億25万7,000円に対しまして、補助率45%としまして、交付金総額1億8,011万4,000円を申請しまして、平成25年3月にこの交付金を受領してきたところでございます。

中段の表に、精算事業費としまして、事業費総額3億2,255万4,000円に対しまして、補助率45%としまして、実績交付金額としまして1億4,514万8,000円となりまして、その差額の3,496万6,000円を返還するものでございます。

下段の表は、平成25年度の成果表に掲載しております、実績事業費の一覧表となっております。この交付金の返還につきましては、県と協議を行ってまいりました。他の事業への活用打診をされましたけども、防災・安全社会資本整備交付金の活用使途が、平成25年度より耐震化事業へ変更となったことや、また、公営住宅の整備事業につきましては昭和37年以前に建設された住宅のみ対象となったということで、内部で協議を行ってきましたけれども、該当事業が見当たらなかったところでございます。

このような経過から、平成25年度に受け入れ超過となりました交付金につきまして、国庫へ返還するということで、今回の補正予算に計上させていただくものでございます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑は終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 48ページです。

9款1項2目非常備消防費648万7,000円の減額補正ですが、消防団退団者の確定により退職報償金を514万6,000円減額。旅費、需用費、備品購入費につきましては、県操法大会経費の確定等に伴い、決算見込みにより減額補正するものです。なお、退職報償金につきましては、同額を消防団員等公務災害補償等共済基金からの報償金として歳入予算に計上していたため、財源についても同額を減額補正しております。

同じく4目災害対策費50万円の減額補正ですが、防災行政無線に係る取りつけ手数料等について、決算見込みにより補正をさせていただくものです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） 49ページです。

10款2項1目学校管理費、4節共済費127万4,000円の減額。7節賃金453万6,000円の減額補正でございます。内訳につきましては、減額の分が少人数指導特別教員を当初は3名で予算化しておりましたが、2名の配置ということで1名分が減額になります。また、平成27年度より、姫治小学校の学級数が2学級になることから、県費職員、学校事務官の配置がなくなることが確実になっております。そういうことで、新たに事務補佐を配置いたします。この財源は、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業とすることから、平成26年度3月補正予算として、10ページの繰越明許費に上げていますように169万円を平成27年度に繰り越すものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） お手元の資料の50ページをお開きください。

社会教育総務費、決算見込みの減額補正をしております。社会教育指導員報酬の減額、1名退職により減額をしております。それから、パソコンの講習委託、これは契約が、入札減でございます。

次に、壱岐島自然体験委託料81万円の減。これは当初、8月の上旬に予定しておりました設定が台風により延期になりました、60名の定員が満員だったんですけども、実質46名ということで実施をいたしました関係の減になっております。

それから、8節の報償費、これにつきましては地方創生先行型による、先般、説明がありました事業で、県が行っています、うきは寺子屋の継続希望が強く、うきは市としてもこの事業を行うということで、27年度に予定をしておりましたが、先ほど言いました地方創生の先行型ということで、26年度の補正で組みかえております。

事業の内容について御説明いたします。対象の学年は1年生から6年生、定員を、一応、100名としております。費用については無料で行います。開催については、年間25回。土曜

日の開催を予定しております。

続きまして、2目文化財保護費。総額で1,563万円の減額補正をしております。これも、執行の見込み残でございますけども、先ほど言いました地方創生絡みで増額の予算を計上しております。1節報酬、古墳群整備基本計画策定委員会委員の報酬。それから旅費、費用弁償86万1,000円。それから印刷製本費、基本設計の設計書を作成するようになります。これが64万8,000円。屋形古墳群整備基本設計委託料が750万6,000円。この分についても、先行型で補正繰り越しを予定しております。

それから、15節工事請負費、施設改修工事費、これにつきまして御説明申し上げます。これにつきましては、昨年度、25年度、電線の地中化工事が終わっておりますが、ここ部分に市が設置している水銀街灯がございます。これにつきまして40基。それから、岩の井広場の公園周辺に11基、水銀灯がございます。これについてLED化を行うことで1基当たり約3万円、51基を予定しております。総額165万3,000円を計上しております。

19節負担金、補助及び交付金でございますが、減額で1,552万円、伝建地区、これ、予定期数で1件取り下げといいますか、延期がございまして減額をしております。町並み保存地区の補助対象につきましても1,000万円計上しておりました。1件予定しておりましたけども、これにつきましても延期になっております。1,000万円の全額減額をしております。

続きまして、6目図書館費、補正減額で139万4,000円。これにつきましては、図書館のほうが5年を経過いたしまして、システムの改修を本年度行っております。この中で、図書貸し出しの機器の設定変更委託料を組んでおりましたけれども、この分が不要ということで実施を行いましたので、全額減額をしております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 社会教育費だけじゃございませんけれども、事業の確定とか、あるいは執行残によって、かなり減額になってるのがあるわけですよ。中には予算措置しどって全く不要になったということで、100%減額のものもたくさんあるわけですよ。

私はいつも申し上げておりますが、限られた予算を有効に使うためには、そういうものを早く補正で落としてくださいということをお願いしてるわけですよ。じゃないと、この3月議会で落としても、今度の議会は24日まで、13日、場合によってこれは可決になるかもわかりませんけれども、わずか1週間ぐらいしかないから、減額になつてもその金は全く生かされないということになるわけですよ。

例えば、今、51ページでありました図書貸出管理システム、これ100%減額ということです

すね。それからまだ、いっぱいこの中には100%減額がありますよ。例えば補助事業でも6,000万円という事業が取りやめになったということで、今ごろ落とされてるわけですね。あるいは市議会議員選挙も同じですよ。市議会議員選挙は去年の4月に実施されたんですよ。

そして不用額が出てるなら、それはもう早く落とさなきやなりませんけれども、このように3月議会で不要ということで減額措置をされますけれども、これ、改めてもらわなきやなりませんよ。限られた予算を有効に使うためにはぜひそうしなさいということを申し上げているけど、一向に言うことを聞いてもらえないという実態であるわけなんですね。

そこで、ここでも出てあります、町並み保存地区保存対策費補助金1,000万円が不要ということですね、100%ですから。それから、図書館でも同じ。このように不要が出てありますか、こういうのはいつごろチェックしてあるのかということをお尋ねしたいわけですね。いつそういうことになったのかということなんですよ。

そうかと思うと、いわゆる人件費も上げてきますけれども、今のお話にありますように、27年度に繰り越すものもありますけれども、今ごろ人件費が上がってきても繰り越さないというのは、わずか期間が1週間ぐらいしかないので、何でこのような人件費が上がってくるのかということも疑問になるものもたくさんあるわけですよ。

したがって、こういうものについては、今後十分意を用いていただきなきやなりませんが、その辺についていつチェックされてるのか、その辺のことを社会教育費の中でお答えを願いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 補正の時期につきましては、再三、三園議員から御指摘いただいているのは重々承知しております。大変申しわけございません。

社会教育の関係について、ちょっと御説明をさせていただきます。基本的に12月で補正をやるべきという御指摘でございますが、実は先ほど申しました壱岐自然体験、これは8月に実施しておりますので当然落とすべきなんですけども、この予算費目が2月にありますロードレースと同じ費目で、ここの関係の調整で本会になっております。

それから、臨時賃金、これは新治団地の埋蔵物の調査関係、それから14節の使用料の機材借り上げも同じなんですけども、これにつきましても12月の段階では落とし切れなかつたと、出たときに即対応しなければいけないので、3月になったということでございます。

それから、伝統的建造物群につきましては、1件の減額、これはもう早急に落とさなければなりませんでした。申しわけございません。

町並み保存地区の補助対象費は、11月まで実はお話をずっと進めておりまして、建築の関係で、工事の関係で御本人のほうが延期するという申し出がございましたので、これはやむなくこ

の時期になっていたしました。

それから、図書貸し出しにつきましては、これの切りかえが3月1日でございまして、今、新しいほうに切りかわっておりますが、この変更の委託をやるやらない。私、もともと電算なもんですから、業者と打ち合わせをずっとしております、1月の段階でこれをやらないで施行できるということで確定いたしまして、今回、減額になった次第でございます。

なるべく早くやらなきゃならないのは存じておりますが、ちょっとやむない事情で今回の3月議会になっております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。10番、諫山議員。

○議員（10番 講山 茂樹君） 文化財保護関連で、ちょっと参考までにお知らせしたいと思いますが、実はあるきっかけで知る機会が出たんですが、テレビとかラジオで、なかなか有名な方らしいんですけども、田篠出身で平川新、63歳の方であります、非常にユニークな方なんで、中学を卒業して、高校受験を嫌って、あるタイヤ会社の製造現場で働いた。そしてそれから奮起しまして、定時制高校から法政大学、そして東北大学に行って、頑張られて東北大学の教授までなって、現在は宮城学院女子大学の学長になられている。

非常に歴史的、保存関係の権威者だということだそうでございますので、何かアドバイスなり、こういう識見を有する委員とかにもしもなつていただくようなことがあれば、意外といい先生じゃないだろうかというふうに思いますので、御参考までにお知らせします。田篠出身だそうです。63歳ということございますので、参考までに。

○議長（岩佐 達郎君） お知らせだそうです。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、10款5項保健体育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 1目保健体育総務費、全額、執行見込みの減額で、補正減額54万1,000円。これにつきましては、先ほど御指摘がありました件もございますが、2月にスポーツ推進委員の研修会等ございまして、その分の欠席者等と、それから、昨年の市民運動会、この分での減額。先ほど御指摘がございましたが、おくれております。大変申しわけございません。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款5項の質疑を終わります。

次に、13款諸支出金、14款予備費及び歳入については、一括して財政課長の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 53ページをお願いいたします。

13款1項1目特別会計操出金につきましては、国民健康保険事業特別会計操出金の減額補正でございます。

次ページをお願いいたします。

14款1項1目予備費612万3,000円の減額補正につきましては、歳入歳出補正額の調整等によるものでございます。

次に、歳入のほうに移らさせていただきます。17ページをお願いいたします。

1款1項市民税につきましては、いずれも決算見込みにより増額補正を計上しているものでございます。

次の18ページをお願いいたします。

1款2項1目固定資産税につきましても、決算見込みによる増額補正でございます。

19ページ、10款1項1目地方交付税623万5,000円の増額につきましては、額の確定によるものでございます。

20ページをお願いいたします。

12款2項負担金、総額で993万5,000円の増額補正ですが、いずれも決算見込みにより増減額を補正するものでございます。

21ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費国庫負担金3,325万6,000円の減額補正については、児童福祉費負担金及び生活保護費負担金の減額と、各事業の歳出予算の決算見込みにより、その財源である国庫負担金を補正するものでございます。

22ページをお願いいたします。

14款2項1目総務費国庫補助金1億2,258万2,000円の増額につきましては、先ほどから申しております国の補正予算における地域住民生活等緊急支援のための交付金の確定に伴い増額補正するものでございます。なお、この補助金につきましては、先ほど繰越明許費補正でも説明しましたとおり、全額を翌年度に繰り越して、それぞれの事業に充当をいたします。それ以外の補助金につきましては、いずれも額の確定等によるものでございます。

23ページ、15款1項1目民生費県負担金の増額補正については、額の確定等によるものでございます。

24ページ、2項県補助金並びに次ページの3項県委託金の増減補正につきましても、額の確定等によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

16款2項1目不動産売払収入257万3,000円の増額補正については、決算見込みによるものでございます。

17款1項2目指定寄附金3,859万4,000円の増額補正については、ふるさと・うきは「まごころ寄附金」、1,353件分、3,730万円を、それから災害見舞金129万4,000円を補正計上しているものでございます。

28ページをお願いいたします。

18款2項1目財政調整基金繰入金1億6,803万2,000円の減額補正ですが、各事業の歳出予算の決算見込みにより、財源である基金繰入金を減額補正するものでございます。

29ページ、20款3項1目民生費受託事業収入69万7,000円の増額補正については、決算見込みによるものでございます。

30ページ、20款4項1目雑入471万3,000円の減額補正については、決算見込みにより増減額を補正するものです。

31ページ、21款1項1目衛生債、それから3目の土木債の減額につきましては、先ほど第4表地方債補正のところで申し上げましたように、火葬場建設費、それに道路新設改良費等の確定により、その財源である起債額を補正するものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 27ページですが、17款1項2目1節の総務費の寄附金の説明で、ふるさと・うきは「まごころ寄附金」の中に、3,730万円あるわけでございますが、もう少し具体的な内訳を、よかつたら教えてもらえんでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 内訳ですけれども、何度か御説明したかと思うんですけども、当初予算では、25年度が決算としまして135万円の収入でございました。

これにつきまして、11月に制度を改定させていただきまして、ふるさと納税額が上がるようという取り組みを行ったときに、昨年度の2倍、270万円を目標に取り組みますという御報告をさせていただいて補正しておりましたが、うれしいことにそれ以上の伸びを示しております、現時点でそこに上げておりますように、プラス3,730万円、合計しますと4,000万円ほどの納税が見込まれるということで、今回、補正をさせていただいたところでございます。

今回の補正につきましては、1月ぐらいからずっと手続を踏んでおりました。その時点での見込みということで上げてたんですけれども、実は、毎日毎日数字が変わっておりますが、きょう

現在は4,400万円ぐらいは納付いただけそうだということで、済みませんが、これ以上にふえているのが現状でございます。

内訳なんですかけれども、これが単純に市外の方から納税いただいた金額になります。このうちの約半分をポイントとして寄附者の方にお返ししまして、寄附者の方が約2年間以内の間ぐらいにそのポイントを商品に交換するという取り組みをしているところでございます。

以上でよろしかったでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 21ページで、国民健康保険基盤安定負担金ということで、これは国庫負担金ですけれども196万7,000円増額になってるわけですね。したがって、これは当初予算と比べますと1,500万円ということですね、21ページですよ、1,558万6,000円に増額になったわけでございますが、ところがその23ページに、県の負担金というのが出てるわけですよ。県と国でなぜこのように負担金が違うのか、大変な違いが出てありますが、これについてお願いをしたいと思います。

それからもう一点は、26ページで土地建物売払収入ということで257万3,000円が上がってきてありますが、これは土地の売り払いでしょうか、建物でしょうか。その辺の内容がわかつてあつたらお願いしたいと思います。

以上について回答をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 16款2項1目の不動産売払収入257万3,000円の内容でございますが、これにつきましては筑後川温泉入り口の市有地、これが県道の工事に伴いまして売り払いをしております。その分の、土地の分の収入でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 国につきましては、保険者に対する支援分の2分の1でございます。

それから県につきましては、軽減分が4分の3、それから支援分が4分の1ということで、国と県でそういう形で違いが出ております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。10番、諫山議員。

○議員（10番 講山 茂樹君） 先ほどの指定寄附金のことできちんとお尋ねしたいんですけども、お尋ねというか評価したいんですが、昨年の十何倍以上ぐらい上がったということあります。現在、御存じのように返礼がどんどんエスカレートしているという問題が出ております。たしか、今、聞き損なったかもしれません、50%程度返礼されているということですかね。後でちょっとお聞きします。

その返礼も、聞いたところによるとポイント制にして、そしてそのポイントがたまって、うきは市の特産品を購入していただくということで、うきは市も活性化するというような、非常にいいアイデアをなさっているということありますので、そこは評価したいと思います。

そういう点で、今後もぜひともそういういいアイデアを出して、そしてこちらの寄附金を上げていただくように努力していただきたいと思いますので、返礼率といいますか、それが大体何パーセントぐらいかというのだけ教えていただければ結構です。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 今、議員が御指摘されたとおりの返礼でございます。恐らく、今、国会等で過剰な返礼についていろいろ議論があつてるので、その点を加味した御質問だったのかなと思っております。

国の指導が幾つか、素案が参っております。あくまでもまだ案がとれてない状態なんですけれども、そのうちの1つに、私どもの市は何パーセント分をお返ししますというようなものを声たかだかにうたうのは余りよろしくないというような指導の案があるようでございます。当市の場合については、返礼率を全面的に出しているわけではございません。

おおむね半分、50%のポイントを還付してるんですけども、これは、例えば1万円納付いただいたときに5,000ポイントお返しするんですけども、この5,000ポイントで交換する商品につきましては、例えば5,000ポイントの商品をお願いしたとしても、これには送料が含まれております。ですので、商品代金としましては、例えば4,000円分とか4,000ポイント分です。そこに、そういう手数料、発送の手数料まで含めておおむね50%分を経費としてかけてお返ししているという状況でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。

○議員（10番 講山 茂樹君） くれぐれも良識ある対応で、知恵で勝負していただきたいと。

よろしくお願ひしておきます。答弁は結構です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで諸支出金、予備費及び歳入の質疑を終わります。

ここで議案第2号の質疑は終わります。

日程第3. 議案の委員会付託

○議長（岩佐 達郎君） 日程第3、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配布しています議案の委員会付託表のとおり、所管の

常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付しています議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 5時09分散会
